

平成28年度業務実績 自己評価報告書

平成29年6月30日
独立行政法人自動車事故対策機構



目 次

平成28年度 年度評価 項目別評定総括表	1
----------------------	---

(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1-1	安全指導業務等	
1-1-1	民間参入促進	2
1-1-2	指導講習及び適性診断の内容の充実	4
1-1-3	安全マネジメント制度の浸透・定着	6
1-1-4	道路交通安全（ISO）の浸透等	8
1-2	療護施設の設置・運営	
1-2-1	療護施設における治療・看護の充実	11
1-2-2	療護施設の周知、知見・成果の普及促進	15
1-3	介護料の支給等	18
1-4	交通遺児等への生活資金の貸付	22
1-5	自動車事故被害者等への情報提供・相談対応	24
1-6	自動車アセスメント情報提供業務	
1-6-1	衝突安全性能評価	27
1-6-2	予防安全技術試験	29
1-6-3	わかりやすい情報提供	31
1-7	自動車事故対策に関する広報活動	33

(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)

2-1	組織運営の効率化	35
2-2	人材の活用	36
2-3	業務運営の効率化	
2-3-1	安全指導業務	38
2-3-2	療護施設	40
2-3-4	交通遺児等への生活資金の貸付	42
2-3-5	業務全般（経費削減、契約適正化）	44
2-3-6	業務全般（内部統制、情報セキュリティ）	46
3-1	予算、収支計画及び資金計画	48
4-1	施設及び設備に関する計画	49
4-2	人事に関する計画	50

1. 平成28年度業務実績評価 項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書No.	備考欄
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
第三期中期計画							
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
安全指導業務等						1-1	
民間参入促進	S(A)	A(B)	B	B	B	1-1-1	
指導講習及び適性診断の内容の充実	A(B)	A(B)	B	B	B	1-1-2	
運輸安全マネジメント制度の浸透・定着	A(B)	A(B)	B	B	B	1-1-3	
道路交通安全の向上	S(A)	S(A)	B	B	B	1-1-4	
療護施設の設置・運営						1-2	
療護施設における治療・看護の充実	A(B)	A(B)	B	B	B	1-2-1	
療護施設の周知、知見・成果の普及促進	A(B)	A(B)	B	B	B	1-2-2	
介護料の支給等	S(A)	S(A)	B	B	B	1-3	
交通遺児等への生活資金の貸付	A(B)	A(B)	B	B	B	1-4	
自動車事故被害者等への情報提供・相談対応	A(B)	A(B)	B	B	B	1-5	
自動車アセスメント情報提供業務						1-6	
衝突安全性能評価	A(B)	S(A)	B	B	B	1-6-1	
予防安全技術試験	A(B)	A(B)	A	B	B	1-6-2	
わかりやすい情報提供	A(B)	S(A)	A	A	A	1-6-3	
自動車事故対策に関する広報活動	A(B)	A(B)	B	B	B	1-7	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の欄に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※平成24年度及び平成25年度の評価欄に記載する「A」、「B」は旧評定「S」、「A」を新たな評定に置き換えたもの

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書No.	備考欄
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
第三期中期計画							
II. 業務運営の効率化に関する事項							
組織運営の効率化	A(B)	A(B)	B	B	B	2-1	
人材の活用	A(B)	A(B)	B	B	B	2-2	
業務運営の効率化						2-3	
安全指導業務	A(B)	S(A)	B	B	B	2-3-1	
療護施設	A(B)	A(B)	B	B	B	2-3-2	
交通遺児等への生活資金の貸付	A(B)	A(B)	B	B	B	2-3-4	
業務全般(経費削減、契約適正化)	A(B)	A(B)	B	B	B	2-3-5	
業務全般(内部統制、情報セキュリティ)	A(B)	A(B)	B	B	B	2-3-6	
組織運営の効率化	A(B)	A(B)	B	B	B	2-1	
人材の活用	A(B)	A(B)	B	B	B	2-2	
III. 財務内容の改善に関する事項							
予算、収支計画及び資金計画	A(B)	A(B)	B	B	B	3-1	
IV. その他の事項							
施設及び設備に関する計画	A(B)	A(B)	B	B	B		
人事に関する計画	A(B)	A(B)	B	B	B		

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-1	安全指導業務等 民間参入促進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第1号及び第2号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
指導講習受講者数	—	—	142,341人	136,970人	132,372人	130,298人	130,002人	予算額（千円）	—	—	—	—	—
適性診断受診者数	—	—	461,733人	455,561人	459,164人	461,138人	460,105人	決算額（千円） ※注1～注3	2,499,643	2,376,095	2,552,142	2,642,261	2,579,512
指導講習教材頒布数	—	—	—	19者 (4,722冊)	37者 (13,801冊)	51者 (26,663冊)	76者 (36,174冊)	経常費用（千円） ※注1～注3	3,097,907	2,959,789	3,160,644	3,213,785	3,171,217
講習講師要件研修参加者数	—	—	53者 (82人)	51者 (82人)	58者 (96人)	61者 (117人)	65者 (122人)	経常利益（千円） ※注1～注3	△2,738	2,694	1,941	2,639	403,101
ナスパネット（新適性診断システム）提供数	—	—	8者 (29台)	27者 (103台)	34者 (159台)	46者 (204台)	51者 (221台)	行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
カウンセラー要件研修参加者数	—	—	24者 (34人)	12者 (18人)	33者 (42人)	33者 (49人)	32者 (45人)	従事人員数 ※注4	309	309	309	309	309
指導講習民間参入者数 (年度末事業者数)	—	—	7者	27者	40者	60者	85者						
適性診断民間参入者数 (年度末事業者数)	—	—	14者	37者	45者	55者	69者						

※注1) 法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「指導講習及び適性診断業務」の実績額（安全指導業務全体の実績額）を記載。

※注2) 決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3) 人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4) 従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	<p>機構は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、安全指導業務については、運輸業の事業者団体等に重点をおいて、民間参入を促進することとされていること、自動車アセスメント業務については、引き続き機構で実施することとされていること等を踏まえ、安全指導業務から被害者援護業務及び自動車アセスメント業務へ業務の重点化、深度化を図るとの考え方の下、以下の取組を進める。</p> <p>① 安全指導業務の実施が、事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、機構は、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して安全指導業務の一層の充実を図る。安全指導業務における民間参入の促進については、国と連携しつつ、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、国の目標に沿った民間参入促進のための具体的な取組方策(認定取得の支援等・その実施時期を含む。)を策定する。</p> <p>あわせて、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図る。</p>	<p>① 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。また、国と連携し、安全指導業務における民間参入の障壁となる要因分析等を行い、民間参入促進のための具体的な取組方策(認定取得の支援等・その実施時期を含む。)を策定するとともに、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を支援します。</p>	<p>① 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。</p> <p>また、さらなる民間参入促進のため、新たに実施機関になろうとする民間団体等へ、機構が開発したi-NATS(新適性診断システム)の提供、適性診断カウンセラー等への教育訓練の実施、指導講習教材の提供や指導講習講師等への教育訓練を実施し、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を引き続き支援します。</p> <p>加えて、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき平成25年度に国が作成した民間参入促進のための工程表を踏まえた取組方策により、業界団体との協働実施等、引き続き参入に向けた働きかけを着実に実行します。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> 指導講習受講者数 適性診断受診者数 教材頒布数 民間参入者数等</p> <p><評価の視点> 民間参入の促進に向けた支援が確実に進んでいるか。民間参入促進のための工程表に沿った取組がなされているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) NASVAの安全指導業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルサービスの確保を図るため、全国50支所において指導講習を1,036回開催し、適性診断を受診端末3,025台により実施。 指導講習受講者130,002人(前年度130,298人) 適性診断受診者460,105人(前年度461,138人) 指導講習及び適性診断業務への民間参入者数の増加に伴い、指導講習及び適性診断の実績は、対前年度比で減少。 <p>2) 民間参入団体等の安全指導業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導講習受講者(指導講習テキスト頒布数から推測): 36,174人(前年度26,663人) 適性診断受診者(ナスバネット利用事業者の実績): 39,551人(前年度31,681人) <p>3) 民間参入希望団体等への認定取得支援</p> <p>① ホームページの改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページに掲載している民間参入に関する情報のうち、「安全指導業務の概要」、「認定に関するプロセス」「NASVAが行っている安全指導業務参入のための取組について」について、民間参入を考えている方にわかりやすいものとなるよう改良。 <p>② 認定取得に必要な要件研修等の実施(指導講習)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一種講師資格要件研修: 6回開催延べ65者122人参加(前年度: 6回開催延べ61者117人) (適性診断) 第一種カウンセラー資格要件研修: 3回開催延べ32者45人参加(前年度: 3回開催延べ33者49人) (指導講習テキスト、ナスバネットの提供) 指導講習民間参入団体76者に指導講習教材を36,174冊頒布。(前年度: 51者に26,663冊頒布) 適性診断民間参入団体51者に221台分のナスバネットを提供。(前年度: 46者に204台提供) <p>4) 民間参入の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に国が策定した民間参入促進のための工程表(ロードマップ)を踏まえ、前年度に引き続き、民間参入に係る取組方策を各主管支所長に指示。 大規模及び中小規模の業界団体等に対し、NASVAとの協働による参入の提案を続けた結果、2団体が協働により参入したほか、複数の業界団体等がその意向を示している。 認定取得の支援等の結果、平成28年度は、指導講習25者(前年度20者)、適性診断14者(前年度10者)が新たに参入し、参入事業者等の総数は、指導講習85者、適性診断で69者(いずれもNASVAを除く)と確実に増加。 <p>5) 民間参入団体とのカウンセラー研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 昨年度に引き続き、国土交通省が「認定要領」にて定めている「カウンセラー教育・訓練」を他の民間参入団体と合同にて実施。 平成28年度は8主管支所で実施。(民間参加数: 14者28名) 	<p><評定と根拠> 評定: B</p> <p>新たに実施機関になろうとする民間団体等への指導講習教材の頒布、ナスバネットの提供のほか、指導講習講師や適性診断カウンセラーの資格要件研修の実施といった認定取得に向けた支援をこれまで以上に実施したほか、工程表に沿った民間参入に向けたナスバとしての取組を着実に進めた結果、参入事業者が大幅に増加しており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き国が策定した工程表に沿って、その取組の着実な実行を図り、民間参入を促進させる。</p>

4. その他参考情報

特になし

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-2	安全指導業務等 指導講習及び適性診断の内容の充実		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第1号及び第2号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標 （計画値）	基準値 （前中期目標期 間最終年度値等）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
指導講習受 講者からの 評価度	中期目標期 間の年度毎 に4.0以上	4.44	4.51	4.53	4.48	4.48	4.54	予算額（千円）	—	—	—	—	—
達成度	—	—	112.8%	113.3%	112.0%	112.0%	113.5%	決算額（千円） ※注1～注3	2,499,643	2,376,095	2,552,142	2,642,261	2,579,512
適性診断受 診者からの 評価度	中期目標期 間の年度毎 に4.0以上	4.16	4.39	4.40	4.34	4.39	4.38	経常費用（千円） ※注1～注3	3,097,907	2,959,789	3,160,644	3,213,785	3,171,217
達成度	—	—	109.8%	110.0%	108.5%	109.8%	109.5%	経常利益（千円） ※注1～注3	△2,738	2,694	1,941	2,639	403,101
自動車運送 事業者から の評価度	中期目標期 間の年度毎 に4.0以上	4.18	4.28	4.29	4.35	4.36	4.34	行政サービス実施 コスト（千円）	—	—	—	—	—
達成度	—	—	107.0%	107.3%	108.8%	109.0%	108.5%	従事人員数 ※注4	309	309	309	309	309

※注1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「指導講習及び適性診断業務」の実績額（安全指導業務全体の実績額）を記載。

※注2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>① 安全指導業務の実施が、事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、機構は、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して安全指導業務の一層の充実を図る。安全指導業務における民間参入の促進については、国と連携しつつ、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、国の目標に沿った民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定する。</p> <p>あわせて、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図る。</p>	<p>② 安全指導業務については、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図ります。</p> <p>③ ②の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>② 自動車運送事業者における運行管理業務に必要な最新の情報を提供できるよう、関係法令の改正等に応じて、指導講習教材の改訂を行います。</p> <p>加えて、一般講習テキストに被害者援護業務の取組を掲載するなどにより被害者援護業務等との連携を推進します。</p> <p>また、指導講習等の内容の一層の充実に向け、これまで蓄積した安全指導業務に係る知見等の有効活用方策について検討します。</p> <p>③ ②の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成27年度）について、4.0以上とします。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 指導講習受講者からの評価度 適性診断受診者からの評価度 自動車運送事業者からの評価度 <p><評価の視点> 指導講習教材の改訂等が適切になされているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>指導講習教材において、平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を受けて改正された「道路運送法」等の改正内容を掲載し、運行管理者等に最新の情報を提供するとともに、交通事故が及ぼす影響について運転者の意識を高めるため、被害者援護業務の取組を一般講習テキストに掲載するなどにより連携を推進。</p> <p>また、平成29年2月20日に適性診断業務検討委員会を開催し、適性診断の結果と事故発生との相関関係等について検討すべきとの意見を踏まえ、今後の検討に向けて、関係機関と調整を進めた。</p> <p>指導講習受講者、適性診断受診者、自動車運送事業者に対する5段階評価調査の結果、安全対策への支援効果に関する評価度は、指導講習が4.54、適性診断が4.38、自動車運送事業者が4.34と目標値の4.0を上回る評価。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>指導講習教材に最新情報を掲載するとともに、これまで蓄積した知見を有効活用し、指導講習等を通じた他業務との連携を図っており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>指導講習等の内容の一層の充実に向け、これまで蓄積した安全指導業務に係る知見等の有効活用方策について検討。</p>

4. その他参考情報

特になし

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-3	運輸安全マネジメント制度の浸透・定着		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第9号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (計画値)	基準値 (前中期目標期 間最終年度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
安全マネジメント評価実施事業者数	-	-	20事業者	18事業者	12事業者	13事業者	13事業者	予算額（千円）	-	-	-	-	-
安全マネジメントコンサルティング実施件数	-	-	49件	31件	25件	33件	21件	決算額（千円） ※注1～注3	2,499,643	2,376,095	2,552,142	2,642,261	2,579,512
安全マネジメント講師派遣件数	-	-	479件	448件	459件	494件	541件	経常費用（千円） ※注1～注3	3,097,907	2,959,789	3,160,644	3,213,785	3,171,217
安全マネジメントガイドライン講習会実施回数、参加人数	-	-	87回 2,395人	85回 2,114人	97回 3,015人	91回 2,242人	89回 2,255人	経常利益（千円） ※注1～注3	△2,738	2,694	1,941	2,639	403,101
安全マネジメントリスク管理講習会実施回数、参加人数	-	-	64回 1,130人	58回 844人	66回 1,275人	73回 1,181人	72回 1,249人	行政サービス実施コスト（千円）	-	-	-	-	-
安全マネジメント内部監査講習会実施回数、参加人数	-	-	52回 720人	50回 758人	55回 995人	61回 931人	64回 944人	従事人員数 ※注4	309	309	309	309	309
安全マネジメントセミナー参加人数	-	-	822人	711人	1,034人	1,117人	1,137人						

※注1) 法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「指導講習及び適性診断業務」の実績額（安全指導業務全体の実績額）を記載。

※注2) 決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3) 人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4) 従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	<p>② 運輸安全マネジメント評価等の安全マネジメント業務については、自動車運送事業者における安全確保に重要な意義を有しているが、国の体制のみでは普及促進を強化できる範囲に限度がある。このため、機構は、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、大手・中堅事業者を中心とした国の取組を補完し、民間と協同して、中小事業者を含めた自動車運送事業者全般へ、国の取組と連携して制度的・効率的な浸透・定着を図る。</p> <p>あわせて、機構が安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用するとともに、国際標準化機構における道路交通に係る安全管理に関する動向等を踏まえ、内容の一層の充実等を図る。</p>	<p>④ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、安全管理規程の作成等が義務付けられていない中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。</p> <p>また、安全指導業務と連携して制度的効果的・効率的な浸透・定着を図る。</p>	<p>④ 安全マネジメント業務については、運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。</p> <p>また、制度の動向を注視し、関係法令の改正等に応じて、速やかに講習テキストに反映させるなど、適時、適切に情報の提供を行うこととし、自動車運送事業者における安全マネジメント体制の構築、改善の支援を行います。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 安全マネジメント評価実施事業者数 安全マネジメントコンサルティング実施件数 安全マネジメント講師派遣件数 安全マネジメントガイドライン講習会実施回数、参加人数 安全マネジメントリスク管理講習会実施回数、参加人数 安全マネジメント内部監査講習会実施回数、参加人数 安全マネジメントセミナー参加人数 <p><評価の視点> 安全マネジメント制度の浸透・定着に向けた取組が着実になされているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <ol style="list-style-type: none"> 安全マネジメント評価事業 <ul style="list-style-type: none"> 安全管理体制の構築及び改善の実施状況を確認するとともに必要に応じてアドバイス等を行う評価事業を全国で13事業者（前年度13事業者）に実施。 安全マネジメントコンサルティング・講師派遣 <ul style="list-style-type: none"> 事業規模に応じた安全マネジメントの取組の提案、実施に向けたサポートを行うコンサルティングを21件（前年度33件）実施。 「安全マネジメントの導入」、「適性診断結果の活用方法」等の支援を目的とした講師派遣を541件（前年度494件）実施。 安全マネジメント関係講習会 <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省認定の「ガイドライン」「リスク管理（基礎）」「内部監査（基礎）」の各セミナーを全国で開催。（ガイドラインセミナー） <ul style="list-style-type: none"> ：89回開催、2,255人の経営者等が受講。（前年度91回、2,242人） （リスク管理（基礎）） <ul style="list-style-type: none"> ：72回開催、1,249人の運行管理者等が受講。（前年度73回、1,181人） （内部監査（基礎）） <ul style="list-style-type: none"> ：64回開催、944人の監査担当者等が受講。（前年度61回、931人） また、講習会等で使用している教材を事業所で活用できるよう、ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材「KYT-I」、「KYT-II」、「KYT-III」に加え、新たに作成した「KYT-IV」を計2,189枚（前年度1,282枚）頒布。 安全マネジメントセミナー <ul style="list-style-type: none"> 第11回目となる「NASVA安全マネジメントセミナー」を平成28年10月に東京国際フォーラムにて開催。過去最高の1,137人の経営者等が参加。 自動車運送事業者等から安全確保のための具体的な取組の報告を行うなどの内容により、更なる運輸安全マネジメントの浸透を図った。 貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティーバス制度）への協力 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度受託実績196者（前年度141者） 貸切バス適正化コンサルティング事業への協力 <ul style="list-style-type: none"> 地方バス協会からの巡回指導委託要請により、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導業務として、52者に対する巡回指導に協力。 	<p><評定と根拠> 評定：B ナスバの全国体制を活用した安全マネジメント評価、コンサルティング、講師派遣、各講習会等の実施に引き続き取り組んでおり、特にナスバならではの取組である「NASVA安全マネジメントセミナー」については、今回で11回目の開催となり、参加者が過去最高に達する等、安全マネジメント制度の浸透・定着に向けた取組が進められており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応> 引き続き、安全マネジメントのより一層の定着・浸透に向け、トップセールスや講習会開催時等あらゆる機会において積極的なPRを行う。</p>

4. その他参考情報

特になし

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-4	道路交通安全の向上（ISO関係）		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第9号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標 （計画値）	基準値 （前中期目標期 間最終年度値等）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
								予算額（千円）	—	—	—	—	—
								決算額（千円） ※注1～注3	2,499,643	2,376,095	2,552,142	2,642,261	2,579,512
								経常費用（千円） ※注1～注3	3,097,907	2,959,789	3,160,644	3,213,785	3,171,217
								経常利益（千円） ※注1～注3	△2,738	2,694	1,941	2,639	403,101
								行政サービス実施 コスト（千円）	—	—	—	—	—
								従事人員数 ※注4	309	309	309	309	309

※注1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「指導講習及び適性診断業務」の実績額（安全指導業務全体の実績額）を記載。

※注2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	<p>② 運輸安全マネジメント評価等の安全マネジメント業務については、自動車運送事業者における安全確保に重要な意義を有しているが、国の体制のみでは普及促進を強化できる範囲に限度がある。このため、機構は、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、大手・中堅事業者を中心とした国の取組を補完し、民間と協同して、中小事業者を含めた自動車運送事業者全般へ、国の取組と連携して制度の効果的・効率的な浸透・定着を図る。</p> <p>あわせて、機構が安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用するとともに、国際標準化機構における道路交通に係る安全管理に関する動向等を踏まえ、内容の一層の充実等を図る。</p>	<p>⑤ 国際標準化機構（ISO）の道路交通安全委員会（PC241）において、日本工業標準調査会が承認した国内審議団体として、情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行うとともに、国際的道路交通安全マネジメントの取組を事業者等に浸透させることにより道路交通安全の向上に寄与します。</p>	<p>⑤ 道路交通安全マネジメントシステム規格の国内での運用に関する以下の活動を行い、道路交通安全の向上に寄与します。</p> <p>ア 必要に応じて、外部有識者等からなる国内審議委員会及び専門委員会を開催し、情報の収集、国内の意見集約等を行います。</p> <p>イ 必要に応じて、国際会議に職員等を派遣し、意見交換、情報収集等を行います。</p> <p>ウ 道路交通安全マネジメントシステム規格を取得した組織により、自動車事故の減少やそれに伴うコスト低減等が図られるよう、認定、認証、研修及びコンサルティングの各実施機関と連携し、同規格の的確な運用を図ります。</p> <p>⑥ 道路交通安全マネジメントシステム規格の認証取得により、自動車事故の減少及びそれに伴うコスト低減等の具体的な成果に繋げるため、我が国において自動車運送事業者等を対象に同規格の要求事項に加えて更なる安全対策の実施を求めるスキーム（N-RTS認定・認証スキーム）の管理を行い、同規格、同スキームの的確な運用及</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 国際的道路交通安全マネジメントの浸透に向けた取組が着実になされているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 国内審議委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年1月、ISO/TC241国内委員会を開催し、事務局であるNASVAが国内における認証取得状況や国際委員会出席を報告するとともに、認証の普及・促進について、学識経験者、行政機関及び自動車関係団体等から意見を収集。 <p>2) 国際審議委員会への出席</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年9月、Webで開かれたISO/TC241国際委員会ワーキンググループミーティングに参加し、普及・促進に関する資料の検討及び各国の普及状況についての情報交換を行った。 平成28年11月、ロンドンで開催された国際委員会に職員を派遣し、我が国の認証取得状況、取組事例等を報告するとともに、各国の認証取得状況や安全対策について、参加国で情報共有を図った。 <p>3) ISO関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 「日本マネジメントシステム認証機関協議会」において、NASVAが平成27年度に実施したISO39001認証取得企業向けのアンケート調査の結果を報告するとともに、各認証機関とISO39001の普及・啓発についての意見交換を実施。 <p>4) ISO39001の的確な運用に向けた取組</p> <p>①ISO39001体制構築支援コンサルティング</p> <ul style="list-style-type: none"> ISO39001の取得を希望した自動車運送事業者等5社及び前年度から引き続き3社に対してISO39001体制構築支援コンサルティングを実施。 同コンサルティングでは、経営管理部門及び現場担当者に対し、ISO39001で特に重要とされているリスク分析に重点をおき、組織が抱える道路交通安全に関するリスク及び機会の洗い出しから、それらの対策案の検討及び重点取組項目の決定に至るまでの作業及びそれらを支える仕組みを継続的に改善する方法をアドバイス。 <p>②ISO39001の紹介セミナーの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車運送事業者に対し、平成28年11月から平成29年2月にかけて、東京、名古屋、大阪及び福岡において「ISO39001紹介セミナー」を開催。 セミナーにおいては、ISO39001の概要、メリット、導入の成功事例登録審査の内容等を説明。 <p>5) N-RTS認証・認証スキームの運用、定着に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 本スキームの管理、規格、スキームの的確な運用、定着を図るため、ISO関係機関と協調しながら、自動車運送事業者等の認証取得を推進。 	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>ISO39001の国内審議委員会の事務局として、情報収集や国内意見集約等を引き続き行うとともに、我が国の実情に適合する具体的な安全対策として発行した「N-RTSマネジメントシステム」の運用・定着に向けた取組やコンサルティングの実施等により、ISO39001の普及、浸透に向け取り組んでおり、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、必要に応じて国内審議委員会の開催による意見集約、国際会議への職員派遣による情報収集等を行うとともに、道路交通安全マネジメントシステム規格の的確な運用を図る。</p>

		び定着を図ります。 ⑦ 道路交通安全マネジメントシステム規格の取組を事業者等に浸透させるため、セミナーやコンサルティング等を実施し、安全マネジメント講習会等の機会を利用しPRを行い、道路交通安全の向上に寄与します。			
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報					
特になし					

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2-1	療護施設における治療・看護の充実		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第3号
当該項目の重要度、難易度	重要度：高（「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及びこれに先立って示された与党提言等の政府決定に基づく取組であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （計画値）	基準値 （前中期目標期 間最終年度値等）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
遷延性意識 障害からの 脱却者数（計 画値）	中期目標期 間95人以上	—	19人以上	19人以上	19人以上	19人以上	19人以上	予算額（千円）	—	—	—	—	—
遷延性意識 障害からの 脱却者数（実 績値）	129人	88人	28人	30人	21人	20人	30人	決算額（千円） ※注1～注3	2,898,443	3,230,776	3,228,460	3,283,560	3,392,081
達成度	135.8%	—	147.4%	157.9%	110.5%	105.3%	157.9%	経常費用（千円） ※注1～注3	2,908,890	3,241,032	3,239,712	3,295,184	3,403,974
								経常利益（千円） ※注1～注3	289	4,013	4,232	4,232	40,531
								行政サービス実施 コスト（千円）	—	—	—	—	—
								従事人員数 ※注4	309	309	309	309	309

※注1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「療護業務」の実績額（療護業務全体の実績額）を記載。

※注2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	<p>機構は、自動車事故による遷延性意識障害者（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者）に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供する観点から、療護施設の設置・運営に関して以下の取組を行う。</p> <p>① 療護センターにおいて、必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。</p> <p>② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）において、療護センターに準じた質の高い治療・看護を実施するとともに、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置する。なお、その後の委託病床の立地等のあり方については、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、引き続き検討する。</p>	<p>① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム（注4）、プライマリーナーシング（注5）や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。</p> <p>（注4）「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。</p> <p>（注5）「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。</p> <p>② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。</p> <p>③ 委託病床については、近畿地区及び関東</p>	<p>① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム（注3）、プライマリーナーシング（注4）、高度先進医療機器等による、質の高い治療・看護を実施します。</p> <p>（注3）「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。</p> <p>（注4）「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。</p> <p>② 「施設及び設備に関する計画」（別紙1）に基づき、高度先進医療機器等の整備を行うとともに、施設の老朽化が目立つ療護センターの中長期修繕計画を引き続き策定します。</p> <p>また、大学等研究機関及び他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術、看護技術等の開発・向上を図ります。</p>	<p><主な定量的指標> 遷延性意識障害からの脱却者数</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 療護施設において質の高い治療・看護が実施されているか。関東西部地区における新たな委託病床が着実に設置されているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>①引き続き、各療護センターにおいて、MRI、PET等の高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、プライマリーナーシング方式等による質の高い看護を実施。</p> <p>②医療技術、看護技術等の着実な開発・向上のため、以下の取組を実施。</p> <p>1) 医療機器の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉療護センターの超音波診断装置を平成29年1月から、陽電子放出断層撮影装置(PET-CT)を平成29年3月から稼働。 中部療護センターのFDG合成装置を平成29年3月から稼働。 岡山療護センターの免疫発光測定装置を平成28年12月から稼働。 東北療護センターの低温プラズマ滅菌装置を平成28年11月から稼働。 <p>2) 療護センターの知見・ノウハウを活かし地元大学医学部等との連携による共同研究及び発表、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等の実施により、人材の育成と地域医療の充実に貢献。</p> <p>3) 入院患者看護担当チームごとのケースレポート研修会、医療事故防止研修会等の定期的な開催など、治療・看護技術の向上に向けた様々な職場内研修を実施。</p> <p>4) 遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）を用いた治療改善度の公表等</p> <ul style="list-style-type: none"> ナスバスコアを用いた治療改善度を平成29年3月30日に公表。その分析の結果、過去11年間に退院した患者並びに過去5年間に退院した患者のいずれにおいても、ナスバスコア平均値の減少が認められたほか、重症度別に行った分析においても平均値が減少するなどの治療改善効果を確認。 過去5年間に退院した患者に関する入院から退院までのナスバスコア平均値の変化と各種要因との関連において、「入院時のスコアが高くても改善している患者がいること」、「事故後入院までの経過期間が短いほど改善が良いこと」、「入院時の年齢が若いほど改善が良好であること」等が示され、この結果を過去の分析結果とともに、療護施設での症例検討、カンファレンス等の際に活用し、入院患者の治療改善効果の更なる向上を図っている。 <p>③老朽化してきた東北及び中部療護センターの施設について、計画的な修繕を行うため中長期修繕計画を策定。</p> <p>④療護施設機能一部委託病床では、6月及び11月に療護センター長等会議及び事務担当者会議、7月及び1月にMSW担当者連絡会議、9月に看護部長等連絡会議、10月にリハビリ担当者連絡会議を開催。病院長、担当者等が出席し、運営方針、治療技術等の各種情報の共有により、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施。</p> <p>⑤関東西部地区の湘南東部総合病院（神奈川県茅ヶ崎市）について、平成28年5月から入院患者の受入を開始した。また、自動車事故によ</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療、ワンフロア病棟システムの運用、プライマリーナーシング、ナスバスコアの活用等、従来からのきめ細かく質の高い治療・看護に取り組んだほか、平成26年度に本格実施した療護看護プログラム（新看護プログラム）について、その取組の技術を一層向上させるための研修に参加するとともに、平成27年度に策定した教育用マニュアルに基づく看護師の教育を推進し、こうした取り組みにより脱却者数が計画人数を上回り、さらに、懸案であった関東西部地区における新たな委託先病院について、平成28年5月からの患者受入に至る等、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評定とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>療護センターへの入院待機状況を把握しつつ、待機期間短縮に向けた検討及び療護施設の今後のあり方等について検討を行う。</p>

	<p>西部地区に新たな委託病床を設置し、その後、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、立地等のあり方について引き続き検討します。</p> <p>④ 療護施設（療護センター及び委託病床）においては、上記①から③までにより治療効果を高め、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害）からの脱却（注6）者数を95人以上とします。</p> <p>（注6）「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。</p>	<p>③ 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）において、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ、治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。</p> <p>④ 関東西部地区における新たな委託病床については、患者受入を速やかに開始して適切な治療・看護を行います。また、委託先の選定・設置後、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、その後の委託病床の立地等のあり方について、引き続き検討します。</p> <p>⑤ 療護施設（療護センター及び委託病床）においては、上記①から④までにより治療効果を高め、平成27年度中の遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害）からの脱却（注5）者数を19人以上とします。また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表します。さらに、療護施設看護の一環として、新看護プログラム（注6）の全部又は一部を実施するとともに、技術向上を図ります。</p> <p>（注5）「脱却」とは、意思疎通・運動機能等が一定程度改善した状態をいう。</p>		<p>る遷延性意識障害者の回復に向けた治療・看護・リハビリテーションに係る調査・研究を行うとともに、脳神経外科医等の医療スタッフの人材育成支援を目的とする「一貫症例研究型委託病床」の公募に向けた委託基準等の策定を行った。</p> <p>⑥治療効果等を高めた結果、脱却者は年度計画数の19人を超える30人。</p> <p>⑦療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的に7か所の療護施設において療護施設看護の一環として、全部又は一部を実施してきた療護看護プログラム（新看護プログラム）について、より一層の定着に向け、日本ヒューマン・ナーシング研究会及び日本脳神経看護研究会の「意識障害・寝たきり（廃用症候群）患者の生活行動回復看護（NICD）研修」に、各療護施設から看護師を派遣し、技術の向上を図るとともに、平成27年度に策定した療護看護プログラムの教育用マニュアルに基づく看護師の教育を推進した。</p> <p>⑧東北療護センターで導入したロボットスーツ HAL について、委託病床の中村記念病院においてもリハビリで活用。</p>	
--	---	---	--	---	--

			(注6)「新看護プログラム」とは、療護施設を退院した後に患者家族等の介護者が安心・安楽な介護を実践できること等を目的とした看護プログラムをいう。			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2-2	療護施設の周知、知見・成果の普及促進		
		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第3号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （計画値）	基準値 （前中期目標期 間最終年度値等）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
日本脳神経学会等における研究発表件数	中期目標期間の年度毎に31件以上	31件	36件	33件	35件	31件	34件	予算額（千円）	-	-	-	-	-
達成度	-	-	116.1%	106.5%	112.9%	100.0%	109.7%	決算額（千円） ※注1～注3	2,898,443	3,230,776	3,228,460	3,283,560	3,392,081
短期入院協力病院等のスタッフへの研修実施件数	-	14病院 19人	17病院 28人	21病院 2施設 32人	21病院 2施設 37人	24病院 5施設 50人	21病院 2施設 37人	経常費用（千円） ※注1～注3	2,908,890	3,241,032	3,239,712	3,295,184	3,403,974
療護施設におけるMSWによる相談対応件数	-	-	10,132件	10,911件	9,969件	10,692件	10,509件	経常利益（千円） ※注1～注3	289	4,013	4,232	4,232	40,531
								行政サービス実施コスト（千円）	-	-	-	-	-
								従事人員数 ※注4	309	309	309	309	309

※注1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「療護業務」の実績額（療護業務全体の実績額）を記載。

※注2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	<p>③ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対する療護施設（療護センター及び委託病床）の周知を徹底する。</p> <p>④ 療護センターで得られた知見・成果について、研究成果の公表、部外の医師及び看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への普及促進を図るとともに、在宅介護者等への支援を進める。</p>	<p>⑤ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設（療護センター及び委託病床）の確実かつ効果的な周知を行います。</p> <p>⑥ 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、部外の看護師等へ研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。また、療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー（注7）等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の周知を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。</p> <p>（注7）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。</p>	<p>⑥ 療護施設と主管支所及び支所との連携による病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設の確実かつ効果的な周知を行います。</p> <p>⑦ 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用してもらう観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、短期入院協力病院・入所施設を始めとする部外施設の看護師等の研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。</p> <p>また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行います。</p> <p>⑧ 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、主管支所及び支所と連携し、メディカルソーシャルワーカー（注7）、看護師等による転院先情報の提供や在宅介護に向けた援助を積極的に行います。</p> <p>また、患者の在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハ</p>	<p><主な定量的指標> 日本脳神経学会等における研究発表件数</p> <p><その他の指標> ・短期入院協力病院等のスタッフへの研修実施件数 ・療護施設におけるMSWによる相談対応件数</p> <p><評価の視点> 療護施設の周知や知見・成果の活用、在宅介護に向けた援助が効果的になされているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>①療護施設の周知 1) 引き続き、各療護施設の事務職員及びMSWが、病院等の関係機関に対して、訪問又は電話により療護施設の周知を実施。 特に、空床のある東北療護センターでは、主管支所・支所と連携して県内外の救急救命センター、救急科専門医指定病院、リハビリテーション病院等の主な病院を訪問し、入院促進のための積極的な広報活動を実施。 2) また、救命救急センター等の病院への訪問並びに被害者家族団体の総会及び学習会への出席により、療護施設の周知を行うとともに、損害保険会社の支払い担当部所に対し、被害者への周知について協力依頼を実施。</p> <p>②療護施設の知見・成果の活用等 1) 年度計画を上回る34件の学会での発表を実施。 ・7月22・23日に香川県高松市で開催された第25回日本意識障害学会で、医療、看護、リハビリテーションの各分野に亘る28件（千葉療護センター5件、東北療護センター7件、岡山療護センター4件、中部療護センター12件（うち2件は連携大学院との共同研究））の発表。 ・また、9月29～10月1日に福岡県福岡市で開催された日本脳神経外科学会第75回学術総会で、6件（千葉療護センター2件、中部療護センター4件）の発表。 2) 短期入院協力病院及び短期入所協力施設の看護師等への研修として、千葉療護センターにおいて4病院7人、東北療護センターにおいて4病院6人、岡山療護センターにおいて10病院1施設18人、中部療護センターにおいて3病院1施設6人、合計21病院2施設37人に対する実務研修を実施。 3) 中部療護センターに開設した「連携大学院」について、平成21年度1人、22年度1人、23年度1人、24年度2人、26年度1人、28年度1人、合計7人が入学し、28年度までに1人が修了。また、28年7月に開催された第25回日本意識障害学会の場において研究成果を発表。</p> <p>③在宅介護者等に対する支援等 1) 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、MSWが10,509件（対前年度比1.7%減）の相談や問い合わせ（退院に関するものや退院後の患者家族による介護に関するもの等）に対応。 なお、退院後の患者家族による介護に関することについては、MSWや看護師等の持つケア知識、ノウハウ等のアドバイスを受け、情報提供を行っている。 また、患者家族に対し、よりきめ細やかに対応するため、各療護センターにおけるMSWの体制を強化。 2) 機関誌「ほほえみ」に、新たに委託病床となった湘南東部総合病院の紹介記事を掲載（28年夏号）。 3) 千葉療護センター及び東北療護センターにおいて、短期入院空床状況をホームページに掲載。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 引き続き、療護施設の周知徹底、療護センターで得られた知見・成果について他の医療機関等への普及促進を図っているほか、在宅介護者への情報提供に取り組んでおり、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応> 引き続き、療護施設の確実かつ効果的な周知を進めるほか、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動、在宅介護者等への支援を積極的に行う。</p>

		<p>ウ等の情報提供を積極的に行います。</p> <p>(注7)「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。</p> <p>⑨ 療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的受入を図ります。</p>			
--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報					
特になし					

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	介護料の支給等		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第4号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （計画値）	基準値 （前中期目標期 間最終年度値等）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
介護料支給実績（受給者数、支給額）	—	4,758人 3,054百万円	4,796人 3,084百万円	4,789人 3,076百万円	4,784人 3,039百万円	4,777人 3,041百万円	4,776人 3,053百万円	予算額（千円）	—	—	—	—	—
訪問支援実施率（計画値）	中期目標期間最終年度：前年度末介護料受給資格者数に対する割合60%以上	—	40%以上	45%以上	50%以上	55%以上	60%以上	決算額（千円） ※注1～注3	3,951,017	3,850,671	3,829,537	3,926,764	4,004,049
訪問支援実施率（実績値）	—	40.6%	46.3%	49.5%	55.2%	60.6%	66.3%	経常費用（千円） ※注1～注3	4,021,680	3,920,003	3,899,900	3,999,573	4,079,409
達成度	—	—	115.8%	110.0%	110.4%	110.2%	110.5%	経常利益（千円） ※注1～注3	△159	74	43	2,386	25,467
訪問支援実施人数	—	1,866人	2,139人	2,296人	2,577人	2,781人	3,083人	行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
短期入院・入所費用助成支給者数及び支給額	—	756人 40百万円	972人 53百万円	1,043人 61百万円	1,091人 58百万円	1,182人 69百万円	1,265人 70百万円	従事人員数 ※注4	309	309	309	309	309
介護支援効果に関する評価度	中期目標期間の年度毎に4.0以上	4.23	4.33	4.39	4.40	4.45	4.46						
達成度	—	—	108.3%	109.8%	110.0%	111.3%	111.5%						

※注1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「その他の業務」の実績額（介護料支給業務のほか自動車アセスメント業務、事故対策周知業務を含む）を記載。

※注2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	<p>① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護料を支給するとともに、介護家庭への個別訪問を量的・質的に充実させることにより、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。</p> <p>なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とする。</p> <p>② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者が、メディカルチェックを受けるため、また、その家族の負担を軽減するため、安心して短期的に病院や福祉施設を利用するための支援措置を検討し、実施する。</p> <p>③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。また、機構は把握したニーズに即した支援の充実を図る。</p>	<p>① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施することにより、効果的な被害者救済を図ります。また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、重度後遺障害者宅への訪問支援を充実・強化します。</p> <p>なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とします。このため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を含め、質の向上を図るために担当職員の研修を実施します。</p> <p>② 国と連携しつつ、重度後遺障害者及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等へ短期入院することや福祉施設等へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院への短期入院の利用促進を図るためには、協力病院が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院</p>	<p>① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行います。</p> <p>また、「交通政策基本計画」（平成27年2月13日閣議決定）における「自動車事故被害者等からの要望把握に係る体制の整備等を通じ、より効果的な被害者支援の充実方策について検討する」という趣旨を踏まえ、介護料受給者並びにその家族（以下「受給者等」という。）への相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を充実・強化し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とします。</p> <p>併せて、訪問支援の際に必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析・共有を通じて訪問支援の効果的な推進に努めるとともに、療護施設、被害者団体等と連携し、介護不安の低減などの支援内容の充実を図ります。</p> <p>② 介護料受給者の短期入院協力病院及び短期入所協力施設（以下「協力病院等」という。）等への短期入院・入所に係る費用の助成を積極的に行います。</p> <p>また、各主管支所の主催により、国土交通省、協力病院等、療護施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問支援実施率 ・介護支援効果に関する評価度 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問支援実施人数 ・介護料支給実績 ・短期入院・入所費用助成支給実績 <p><評価の視点></p> <p>重度後遺障害者及びその家族等のニーズを踏まえた支援を実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>①介護料の支給等</p> <p>1) 介護料の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の程度、介護の状況等に応じ4,776人に対し、介護料30億5,290万円を支給。 <p>2) 訪問支援の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）の有効活用のほか、訪問支援システムを利用した訪問支援結果の整理・分析や情報共有等を効率的に実施するとともに平成28年度から訪問先等において同システムの情報の閲覧・更新することが可能となるモバイル端末を導入し、受給者等への情報発信を充実させるなど本部・全支所における被害者援護業務の実施体制を強化したこと等により、前年度末介護料受給資格者4,648人に対する訪問支援の実施割合は、年度計画の60%を大幅に上回る66.3%（3,083人）と中期計画目標値を達成。 ・訪問支援の結果については、療護施設、協力病院等や被害者団体等との意見交換等の場においても活用し、より効果的な訪問支援を推進。 <p>3) 被害者援護業務の一層の周知</p> <p>（日本損害保険協会等を通じた周知活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続き、日本損害保険協会及び全国共済農業協同組合連合会に対し、介護料制度を中心としたNASVAの被害者援護業務の周知依頼をトップセールスにより実施し、被害者援護業務のリーフレット等の配布の協力を得た。 <p>（日本福祉用具供給協会を通じた周知活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護ベッドや介護用イス等福祉用具の販売、レンタルを行う事業者の唯一の全国団体である日本福祉用具供給協会の協力により、平成28年10月12日から14日の間、東京で開催された国際福祉機器展における同協会のブース内に、介護料を中心としたNASVAの被害者援護業務の周知を図るためパンフレットを設置。 <p>（車椅子メーカーを通じた広報・周知依頼）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故被害者と接する機会が多い国内大手の車椅子メーカーに対して、NASVAの被害者援護業務について広報を行うとともに周知依頼を実施。 <p>②短期入院・短期入所協力病院等の利用促進</p> <p>1) 短期入院・入所費用に係る助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者及び介護者のニーズの高い短期入院・入所について、対前年度83人増の1,265人に対して、患者移送費、ヘルパー等費用、室料差額及び食事負担額として約6,994万円の費用を助成。 <p>2) 意見交換会の開催等による協力病院等の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力病院等への短期入院・入所の利用促進を図るため、国土交通省、協力病院等、NASVA本部・支所及び被害者団体代表者が参加する意見交換会を各主管支所で開催。情報共有と事例検討による利用促進に向けた協議を実施。 ・協力病院等の患者等の受入条件・環境（個室の有無、看護体制等）等について、協力病院等への訪問や協力病院等での交流会の開催を通じて把握し受給者等に案内するとともに、受給者等の要望を協力 	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>介護料の適切な支給を行ったことをはじめ、訪問支援については、「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）を有効活用するとともに、訪問支援システムを活用した業務の効率化等により、実施割合が66.3%と中期計画の目標値を達成しているほか、短期入院協力病院等の利用促進や交流会の実施等についても確実に取り組んでいる。</p> <p>また、日本損害保険協会及び日本福祉用具供給協会等を通じた被害者援護業務の周知活動も実施するなど、被害者援護業務の一層の拡大に向けた取組を行っており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行うとともに、介護料受給者及びその家族等への訪問支援の充実・強化を図るなど、重度後遺障害者及びその家族等のニーズを踏まえた支援を実施する。</p>

	<p>が提供するサービスの内容を調査し、利用者への確に情報提供します。</p> <p>③ 重度後遺障害者及びその家族等の交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。</p> <p>また、交流会等により得られた重度後遺障害者及びその家族等の在宅介護に関する知識・技術等のニーズに即した支援を検討し実施します。</p> <p>④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>開催し、短期入院協力病院・短期入所協力施設制度及び短期入院・入所に係る助成制度の利用促進と円滑運用を図ります。</p> <p>さらに、協力病院及び協力施設(以下「協力病院等」という。)への訪問、協力病院等での交流会の開催、短期入院・入所に際しての担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で、受給者等に情報提供を行うとともに、受給者等からの要望を協力病院等に伝えるなど、受給者等と協力病院等との間を「つなぐ」取組及び利用前から利用後までのフォローアップを実施します。加えて、上記活動を通し、協力病院等の実情や、受給者等のニーズ等を整理分析し、短期入院・入所の効果的な推進に努めます。</p> <p>③ 療護施設、協力病院等、関係自治体及び被害者団体と連携を密にして交流会への協力を求め、受給者等が参加する交流会を開催するとともに、機関誌の活用等により、情報交換や交流を通じた受給者等の支援を実施します。</p> <p>また、協力病院等の施設情報を提供する他、災害時の緊急連絡先の把握、安否確認の実施、防災情報の提供等ニーズに即した支援の充実に努めます。</p> <p>加えて、上記活動を通し、引き続き主管支所及び支所単位での、関係被害者団体等との</p>		<p>病院等へ情報提供するなど、受給者等と協力病院等との間をつなぐ取組を行うとともに、受給者等と協力病院等に対する利用前後での相談・フォローアップを通じて協力病院等の利用を促進。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有識者、被害者団体、国土交通省及びN A S V Aで構成する被害者救済対策に係る意見交換会(国土交通省主催)により、受給者等のニーズを踏まえた協力病院等の利用促進、必要な人に必要な情報が行き届く効果的な制度の周知方法等を検討。 <p>③受給者等の交流会の開催等</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国48支所で延べ56回開催。 交流会の場において、療護施設、協力病院等、行政等関係機関の協力を得て災害対策キットの講習会や成年後見人制度に関する勉強会等を開催、機関誌「ほほえみ」の活用等による介護料受給者の活動の紹介、療護施設・協力病院等の施設情報や防災情報等に関する情報提供、受給者等の災害時安否確認のための緊急連絡先の把握など、ニーズに即した支援を実施。 なお、平成28年4月に発生した熊本地震や他の災害時において、被災県等の受給者に対し安否確認を実施。 <p>④コーディネーター候補者及び被害者援護担当者等への研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、被害者援護担当職員の資質向上のため、自賠責保険制度や被害者援護に係る各業務の実務内容に関する研修を実施。 被害者援護業務に係る専門的かつ高度な業務を専従的に行うコーディネーター養成とともに、在宅介護をより深く理解できるよう、前記講義のほか、療護センターにおいて8日間にわたり遷延性意識障害者の日常生活の看護、生体情報、看護物品等の知識の習得等の実技研修を実施。 また、埼玉支所に介護料業務を行う事故対策事業推進員を配置。 <p>⑤介護支援効果に関する評価度</p> <p>介護料受給者の家族に対するアンケート調査(5段階評価)の結果、目標値の4.0を上回る4.46の評価。</p>	
--	--	---	--	--	--

		<p>交流を進めます。</p> <p>④ 以上の施策を強力に推進するため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進めるとともに、被害者援護業務に専念させます。</p> <p>また、事故対策事業推進員の配置を見直し、訪問支援を担当する事故対策事業推進員の大規模支所等への配置を進めます。</p> <p>併せて、支援の質を向上させるため、幅広い職員を対象に、被害者援護業務のスキルをアップするための研修を実施します。</p> <p>⑤ 以上の施策を実施することにより、介護負担の軽減や介護不安の低減などを図り、受給者等に対する介護支援効果に関する5段階評価の調査における評価度（平成28年度）を、4.0以上とします。</p>			
--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	交通遺児等への生活資金の貸付		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第5号及び第6号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (計画値)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
交通遺児等貸付実績（貸付人数及び貸付額）	—	426人 103百万円	366人 89百万円	301人 73百万円	253人 62百万円	212人 48百万円	166人 38百万円	予算額（千円）	—	—	—	—	—
新規貸付人数（上記内数）	—	39人	46人	32人	41人	23人	8人	決算額（千円） ※注1～注3	414,161	434,010	437,159	415,708	395,644
「友の会の集い」参加人数	—	615人	907人	794人	757人	722人	762人	経常費用（千円） ※注1～注3	450,775	469,912	473,534	453,461	434,719
交通遺児への精神的支援に関する評価度	中期目標期間の年度毎に4.0以上	4.51	4.57	4.58	4.63	4.66	4.64	経常利益（千円） ※注1～注3	41,705	△5,452	△26,183	△25,704	50,887
達成度	—	—	114.3%	114.5%	115.8%	116.5%	116.0%	行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
								従事人員数 ※注4	309	309	309	309	309

※注1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「貸付業務」の実績額（貸付業務全体の実績額）を記載。

※注2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	<p>交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。</p>	<p>① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。 また、交通遺児家族等同士の交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的に実施します。</p> <p>② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行います。 また、交通遺児家族等相互の交流を促進するため、子供を主体とした自然教室等による友の会の集い及び家族同士や保護者のための交流会を効果的に実施するなど、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化します。</p> <p>② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成28年度）について、4.0以上とします。</p>	<p><主な定量的指標> 交通遺児への精神的支援に関する評価度</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 交通遺児等貸付実績 新規貸付人数 「友の会の集い」参加人数 <p><評価の視点> 精神的支援が効果的に実施されているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 交通遺児等166人に対し、38百万円の無利子貸付を実施。 2) 交通遺児及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり精神的支援を実施。</p> <p>(友の会の集い)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者家族同士の交流の場として「友の会の集い」を実施。49支所において762人が参加。 保護者同士の意見交換の場の「保護者交流会」を友の会の集い開催時を含め、延べ113回実施。 「子供のみの集い」の実施 <p>(友の会コンテスト)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度は「書道コンテスト」を実施。応募総数404作品の中から75作品が各賞を受賞し、本部及び各主管支所等において表彰式を開催。 <p>(企業等による支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業・団体からの招待により、16社等の主催のイベント等に友の会会員718人が参加。 <p>交通遺児友の会会員に対するアンケート調査（5段階評価）の結果、目標値の4.0を上回る4.64の評価。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 交通遺児等家族の友の会の集い、保護者交流会、友の会コンテストなどNASVAならではの精神的支援を着実に実施していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評定とするものである。</p> <p><課題と対応> 引き続き、友の会の集いや保護者交流会などを効果的に実施し、交通遺児等への精神的支援を強化する。</p>
4. その他参考情報						
特になし						

年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	自動車事故被害者等への情報提供・相談対応		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第9号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （計画値）	基準値 （前中期目標期 間最終年度値等）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
交通事故被害者ホットライン受付件数	—	2,745件	3,081件	3,157件	3,234件	2,997件	2,309件	予算額（千円）	—	—	—	—	—
在宅介護相談窓口相談件数	—	—	2,378件	2,126件	1,623件	1,714件	1,613件	決算額（千円） ※注1～注3	3,951,017	3,850,671	3,829,537	3,926,764	395,644
								経常費用（千円） ※注1～注3	4,021,680	3,920,003	3,899,900	3,999,573	434,719
								経常利益（千円） ※注1～注3	△159	74	43	2,386	50,887
								行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
								従事人員数 ※注4	309	309	309	309	309

※注1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「その他の業務」の実績額（介護料支給業務のほか自動車アセスメント業務、事故対策周知業務を含む）を記載。

※注2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
自動車事故被害者等への情報提供や相談対応を的確に実施する。	自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を関係機関と連携して的確に行います。 さらに、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信します。	① 情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）を実施し、自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度を提供するとともに、他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院・被害者団体等に関する総合的な情報提供を行うとともに、地方公共団体、病院等に情報案内サービスの周知を行うほか、他の機関の主催する会議等積極的に参加し、機構の各種援護制度の周知に努めます。 また、的確な情報提供を行うため、情報案内サービスに従事する者への研修等を行います。 ② 平成27年度に創設した被害者援護員について、これまで家庭相談員が行っていた交通遺児等に対する相談業務のほか、平成27年度に業務に追加した訪問支援についても適切に業務が行えるよう研修を行う等、訪問支援体制の強化・充実に努めます。 ③ 本部及び主管支所の在宅介護相談窓口において、受給者等への相談支援を実施するとともに、関係支所との支援結果の共有や必要に応じた被害者団体との連携により、訪問支援と相まって、相談対応及び情報提供の充実を	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ・交通事故被害者ホットライン受付件数 ・在宅介護相談窓口相談件数 <評価の視点> 被害者等のニーズに応じた相談対応がなされているか。	<主要な業務実績> ①ホットライン利用向上のための取組み 1) 引き続き以下の取組みを実施した結果、受付件数2,309件、相談窓口紹介件数は4,196件。 ・ホットラインのロゴをあしらったチラシとマグネットシールを作成し、「ナスバギャラリーIN東京」、「交通安全。アクション2016」等の集客イベントの場のほか、政府主催の各シンポジウム等にて配布。 ・ホットラインのアウトバウンド業務により、救命救急病院、回復期リハビリ病院に対し周知を実施。 ・「被害者援護制度紹介リーフレット」にホットラインの利用例を掲載し、各主管支所等から各関係機関へ周知。 2) 情報案内サービスに従事する者（オペレーター）が的確に情報提供ができるよう、以下の研修を実施。 ・自賠責保険・共済紛争処理機構に対しオペレーターが訪問し、相談窓口担当からの講義の後、質疑応答を実施。 ・オペレーターに対し、NASVAの被害者支援制度の講義を実施。 ②被害者援護員（旧 家庭相談員）に対する研修 ・家庭相談員からシフトした被害者援護員が適切な対応を行うため、各主管支所において、管内の援護員に対し、相談業務に必要な知識の付与、各自の相談業務の実体談の共有や他機関の各種救済制度の情報交換を行うとともに、NASVA被害者支援制度の周知策について実施。 ③介護に関する相談窓口における相談支援の実施 ・引き続き各主管支所の介護福祉士等の資格を持つ在宅介護相談員が、療護施設と連携して1,613件の相談に対応し、介護に関する知識・技術の提供等を実施。 ・主な相談内容は「介護料制度や介護用品に関する問い合わせ」、「協力病院や他の受給者が利用している病院、近くの病院の情報」、「在宅介護サービス」等。 ④被害者援護に係る各種情報発信 ・機関誌「ほほえみ」を年4回発行し介護料受給者を対象に配布。特集記事として、関東地区で新たに開設されたNASVAの委託病床である湘南東部総合病院の紹介や自然災害等に備える防災情報の紹介等、受給者から要望のあった有益な記事を掲載。 ・国土交通省と連携し、NASVAホームページ内に介護者亡き後問題に関する情報を引き続き掲載。 ・市原刑務所における「被害者視点を取り入れた教育」プログラムでの講義の実施（計3回） :受刑者に対し、『自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその家族の心情を認識させ、被害者及びその家族に誠意を持って対応していく意識とともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる』ことを目的としてプログラム編成がなされており、NASVAは安全指導業務でのドライバー等に対する教育の経験や直接に被害者と接する中で培った幅広い知見を基に講義を	<評定と根拠>評定：B 交通事故被害者ホットラインによる情報案内サービス、在宅介護相談窓口における相談支援を実施するとともに、介護者なき後問題を始めるための必要な情報の提供も継続して行っている。また、家庭相談員を訪問支援業務等、被害者援護業務全般に関わる被害者援護員へシフトさせるといった新たな取組も開始した。更に、市原刑務所の受刑者に対する重度後遺障害者の置かれた実態に関する講義を実施し、被害者の思いを代弁するNASVAならではの新たな被害者支援策を確立させており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。 <課題と対応> 引き続き、交通事故被害者等に対する相談支援の充実、各種情報の発信を積極的に行う。

		<p>図ります。</p> <p>④ 協力病院等や防災関係など受給者等のニーズに係る情報、被害者援護業務に係る各種情報及び介護者なき後に備えるための情報について、機関誌、ホームページ等を積極的に活用し、効果的に提供します。</p>		<p>行うとともに、被害者の加害者に対する声なき声を伝えた。</p>	
--	--	--	--	------------------------------------	--

4. その他参考情報					
特になし					

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6-1	自動車アセスメント情報提供業務 衝突安全性能評価		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第8号
当該項目の重要度、難易度	重要度：高（「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及びこれに先立って示された与党提言等の政府決定に基づく取組であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （計画値）	基準値 （前中期目標期 間最終年度値等）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
旧車種の評価指標平均値（乗員保護性能 運転席）	中期目標期間の年度毎に、後継車種の評価指標平均値	5.67	5.78	5.56	33.49	旧：116.9 後継：119.4	旧：125.8 後継：127.9	予算額（千円）	—	—	—	—	—
後継車種の評価指標平均値（乗員保護性能 運転席）	が、旧車種の評価指標平均値以上。	5.67	5.67	5.89	33.82			決算額（千円） ※注1～注3	3,951,017	3,850,671	3,829,537	3,926,764	4,004,049
達成度	—	—	98.1%	105.9%	101.0%			経常費用（千円） ※注1～注3	4,021,680	3,920,003	3,899,900	3,999,573	4,079,409
旧車種の評価指標平均値（乗員保護性能 助手席）	中期目標期間の年度毎に、後継車種の評価指標平均値	5.67	5.67	5.43	22.13			経常利益（千円） ※注1～注3	△159	74	43	2,386	25,467
後継車種の評価指標平均値（乗員保護性能 助手席）	が、旧車種の評価指標平均値以上。	5.33	5.89	5.86	22.76			行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
達成度	—	—	103.9%	107.9%	102.8%			従事人員数 ※注4	309	309	309	309	309
旧車種の評価指標平均値（歩行者頭部保護性能）	中期目標期間の年度毎に、後継車種の評価指標平均値	3.67	3.56	3.00	2.95			※注1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「その他の業務」の実績額（介護料支給業務のほか自動車アセスメント業務、事故対策周知業務を含む）を記載。 ※注2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。 ※注3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。 ※注4）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。					
後継車種の評価指標平均値（歩行者頭部保護性能）	が、旧車種の評価指標平均値以上。	4.00	4.33	4.44	3.42								

達成度	—	—	121.6%	148.0%	115.9%	102.1%	101.7%
ファイブスター獲得車種数	—	3車種	6車種	7車種	10車種	5車種	6車種
平均評価得点数	—	176.8	180.4	181.4	182.1	180.9	182.3
最高評価得点数	—	179.6	184.8	189.7	188.8	188.2	199.7
満足度評価(計画値)	中期目標期間の年度毎に4.0以上	4.16	4.00	4.02	4.10	4.46	4.52
達成度	—	—	100.0%	100.5%	102.5%	111.5%	113.0%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	<p>① 国及び関係機関と連携しつつ、閣議決定を踏まえ引き続き機構で実施するとともに、内容の一層の充実を図る。</p> <p>② 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<p>① 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、引き続き機構で実施するとともに、内容の一層の充実を図ります。</p> <p>② 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。これにより安全性能に係る指標について、中期目標期間の年度毎に、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。</p>	<p>自動車アセスメント情報提供業務について、内容の一層の充実を図るべく、国土交通省告示及び自動車アセスメント評価検討会(以下「検討会」という。)の方針に基づき、以下の取組を確実に実施します。</p> <p>① 国土交通省告示に定められた自動車アセスメントの評価について、平成28年度から新たに実施する衝突被害軽減制動制御装置[対歩行者]の性能評価も含めて、公正かつ効率的に評価試験を実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすくなるような情報の提供・環境の整備を図ります。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 後継車種の評価指標平均値が旧車種の評価指標平均値以上 満足度評価 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ファイブスター獲得車種数 平均評価得点数 最高評価得点数 <p><評価の視点></p> <p>自動車メーカーによる安全な車両の開発意識の向上と、ユーザーの利用度・満足度の向上に繋がる取組がなされているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 衝突安全性能評価11車種、予防安全性能評価22車種、チャイルドシート安全性能評価7製品について試験を実施。 衝突安全性能評価においては、最高評価であるファイブスターを6車種が獲得したほか、平均得点が昨年度に引き続き180点を超え、歩行者保護エアバッグを装着した車両においては過去最高得点の199.7点を獲得。 予防安全性能評価においては、試験項目増に伴い、評価平均点の増加により、事故低減効果が見られた。 平成28年度の衝突安全性能試験の結果について、旧モデルで評価を受けたことがある車種(6車種)の得点の平均値を、現在の条件で総合評価した場合の新旧の比較を行ったところ、旧モデルの平均が125.8点であったのが、後継車種では平均が127.9点(満点は145点)となり、後継車種が旧車種を上回った。 自動車アセスメント結果発表会、全国各地で開催した自動車アセスメント広報イベントに会場頂いた自動車ユーザー等に対する5段階評価による調査の結果、有効回答数約7千件において、4.52の評価を得た。 	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>多くの車種について効率的かつ公正な試験・評価に取り組み、衝突安全性能評価においては、引き続き高い得点で推移しているとともに、旧モデルで評価を受けた車種における後継車種の得点の平均値が旧モデルを上回ったほか、予防安全性能評価においては、試験項目増に伴い、評価平均点の増加により、事故低減効果が見られた等、死亡事故の中で歩行中の事故の比率が最も高い昨今の交通事故傾向を踏まえた自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上が数値に表れており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上に向け、引き続き効果的な方策について検討を行う。</p>

4. その他参考情報
特になし

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6-2	自動車アセスメント情報提供業務 予防安全技術試験等		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第8号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標（計画値）	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
								予算額（千円）	—	—	—	—	—
								決算額（千円）※注1～注3	3,951,017	3,850,671	3,829,537	3,926,764	4,004,049
								経常費用（千円）※注1～注3	4,021,680	3,920,003	3,899,900	3,999,573	4,079,409
								経常利益（千円）※注1～注3	△159	74	43	2,386	25,467
								行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
								従事人員数※注4	309	309	309	309	309

※注1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「その他の業務」の実績額（介護料支給業務のほか自動車アセスメント業務、事故対策周知業務を含む）を記載。

※注2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	① 国及び関係機関と連携しつつ、閣議決定を踏まえ引き続き機構で実施するとともに、内容の一層の充実を図る。 ② 車両の安全性能に関	① 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、引き続き機構で実施するとともに、内容の一層の充実を図ります。	④ 検討会で定める工程表（ロードマップ）に基づき、新たな評価項目を導入する、あるいは既存の評価項目を改善するための以下のような調査研究を実施します。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 予防安全技術の試験方法、	<主要な業務実績> ○評価内容の改善、新たな評価項目の導入等の実施 国交省の検討会で定めたロードマップに基づき、調査・研究等を行うことにより、評価内容の改善、新たな評価項目の導入等を実施した。 (1) フルラップ前面衝突試験及び側面衝突試験の試験方法改訂に係る調査研究 ロードマップにおいて、平成30年より「新たな試験条件による性能評価を導入」することとしており、これに向けて搭載ダミー等の検討や	<評定と根拠> 評定：B 予防安全性能評価について、歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキの評価を新たに実施するため評価方法の策定を行い、試験を実施した。夜間における歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキの評価開始に向けた調査研究を実施した。

<p>する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<p>② 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。これにより安全性能に係る指標について、中期目標期間の年度毎に、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。</p> <p>④ ②及び③の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>ア 衝突安全性能評価について、事故実態等と踏まえた前面衝突時及び側面衝突時の乗員保護性能評価の見直しのために必要な基礎調査等を実施します。</p> <p>イ 予防安全性能評価について、車線維持支援制御装置及び車線逸脱防止装置の評価を平成29年度から実施するための試験・評価方法の作成等に必要の調査研究を実施します。</p> <p>⑤ 自動車アセスメントの試験・評価方法は日本の事故実態を基に策定しているが、自動車は国際商品であるため、その内容が国毎に大きく異なると自動車の開発に支障を来すことになることから、自動車アセスメントの試験方法ができるだけ国際的に調和されたものとなるように諸外国の自動車アセスメント機関との連携を行います。</p> <p>⑥ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。</p>	<p>評価方法の導入が着実になされているか。海外のアセスメント機関から得た情報を試験方法の改善等に繋げているか。</p>	<p>その閾値の検討を行い、試験方法及び評価法を作成するための調査研究を行った。</p> <p>(2) 自動車アセスメントにおける新たな評価の導入に係る調査研究 衝突安全性能に関する総合評価の見直しに係る交通事故分析（予防安全の評価と同じように個々の評価試験による効果予測値を基準とした配点に見直し）及びロードマップに示されている衝突試験形態の必要性に係る交通事故分析を行った。</p> <p>(3) 「衝突被害軽減ブレーキ〔対歩行者：夜間〕等の試験・評価方法に係る調査研究 夜間の対歩行者事故防止のための衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者AEBS〔夜間〕）及び高機能前照灯（AHB/ADB）を自動車アセスメント評価試験に導入するにあたり、試験条件や評価法を策定するための事故分析及び実車を用いてのデータ収集を行った。</p> <p>(4) 「車線維持支援制御装置（LKAS）に係る試験・評価方法の調査研究 車線逸脱防止装置の自動車アセスメント評価試験の導入に向け、試験方法や評価法を検討するために必要な走行データを実車を用いて収集し、得られたデータ等を基に当該装置の試験方法及び評価法を策定した。</p> <p>○新たな評価項目の導入等のための調査・研究の内容及び広報活動を充実させるため、海外の自動車アセスメント関係機関から評価に関する情報を収集。</p> <p>(1) 8月1日に来日したEuroNCAP及びIIHSに対し、自動車アセスメント予防安全性能評価について情報交換を行った。</p> <p>(2) 8月2日開催された「2016EuroNCAPフォーラム」に参加するとともに、各国のテスト機関との情報交換を行った。</p> <p>(3) 10月26日から29日に開催されたグローバルNCAP年次会合に出席し、日本における現在の取組と課題、JNCAPをロードマップに基づき進めて行く場合に必要となる、①新たな評価項目導入に関する課題、②広報のあり方等について情報収集・意見交換を行った。</p>	<p>さらに、新たな評価項目の導入等のための調査・研究の内容を充実させるため、また、広報活動を充実させるため、海外の自動車アセスメント関係機関との情報交換等を積極的に進めている。</p> <p>以上のとおり、年度計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。</p> <p><課題と対応> 予防安全技術の一層の充実に向け、夜間の歩行者事故対策に係る調査研究に取り組むほか、機構が保有する医学的知見を有効活用するなどして専門家と連携したアセスメント事業の取組について検討を行う。</p>
---	---	---	--	---	--

<p>4. その他参考情報 特になし</p>

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6-3	自動車アセスメント情報提供業務 わかりやすい情報提供		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第8号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標（計画値）	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
自動車アセスメントHPアクセス件数	—	—	—	352,711件	452,173件	443,862件	406,771件	予算額（千円）	—	—	—	—	—
自動車アセスメントパンフレット配布数	—	—	約69万部	約62万部	約75万部	約190万部	約180万部	決算額（千円）※注1～注3	3,951,017	3,850,671	3,829,537	3,926,764	4,004,049
広報活動実施回数	—	—	2回	2回	11回	31回	90回	経常費用（千円）※注1～注3	4,021,680	3,920,003	3,899,900	3,999,573	4,079,409
								経常利益（千円）※注1～注3	△159	74	43	2,386	25,467
								行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
								従事人員数※注4	309	309	309	309	309

※注1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「その他の業務」の実績額（介護料支給業務のほか自動車アセスメント業務、事故対策周知業務を含む）を記載。
 ※注2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。
 ※注3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
 ※注4）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	② 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意	③ パンフレット配布、ホームページの構成改善、試験の公開、イベントの開催等により、アクセスしやすい、わか	② 自動車アセスメントの評価結果、自動車の安全装備等の情報を、以下の手段により、分かりやすく利用しやす	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ・自動車アセスメントH	<主要な業務実績> ○パンフレット、ホームページの改善等 ・パンフレットよりもさらに容易に自動車アセスメント情報に触れてもらうため、QRコードを記載したチラシを新たに作成し、各イベントのほか、全国の自動車販売店、整備事業者、道の駅、運転免許	<評定と根拠> 評定：A 新たな広報手段として、多くの人に容易に自動車アセスメント情報に触れてもらうため、新たにチラシを作成し各イベント等において広

<p>識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<p>りやすい情報提供をユーザーに行います。</p> <p>④ ②及び③の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p> <p>⑦ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。</p>	<p>い形で自動車ユーザー等に伝えることにより、より安全な自動車の普及を促進します。</p> <p>ア 自動車アセスメント評価結果等を掲載したより安全な自動車の必要性が伝わるようなチラシ、パンフレット等の広報資料を、自動車アセスメントの評価結果と合わせて作成し、広報イベントや自動車販売店などで配布できるようにする。</p> <p>イ ホームページにおける自動車アセスメントの評価結果や自動車の安全装備等の情報を、自動車ユーザーがわかりやすく利用しやすい形で提供できるようにするとともに、評価結果の入力方法を改善することにより、誤掲載のリスクの削減、効率化等を図る。</p> <p>ウ 被害者援護業務等との連携も図りながら、広報イベントを開催することにより、自動車アセスメントの認知度を向上し、その評価結果などが自動車の購入の際に利用されるようにする。</p> <p>③ 以上の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度(28年度)について、4.0以上とします。</p>	<p>Pアクセス件数</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車アセスメントパンフレット配布数 <p><評価の視点> ユーザーのニーズに沿ったわかりやすい情報提供がなされているか。</p>	<p>センター等で配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種パンフレットについては、アセスメントの概要がより理解されやすいよう、掲載内容の構成を見直したほか、より安全な車選びの必要性を認識していただくための「より安全な車選びのためのチェックリスト」を掲載するなどの工夫を施した。 衝突被害軽減ブレーキ(対歩行者)試験の導入に伴い、その評価結果を分かりやすく示した図や動画を作成し、ホームページやパンフレットに掲載した。 <p>○自動車アセスメント結果発表会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年12月1日 報道関係者を招き、「平成28年度前期自動車アセスメント結果発表会」、歩行者に対する被害軽減ブレーキ評価試験のデモンストレーション及び体験乗車を実施。報道関係者60名が来場し、テレビ報道をはじめ、各種の媒体において多数、報道された。(テレビ5局、新聞1紙、ネット媒体180件) 平成29年5月29日 「平成28年度自動車アセスメント結果発表会」を開催し、試験結果を公表するとともに、「衝突安全性能評価ファイブスター賞」、「衝突安全性能評価大賞」、「衝突安全性能評価特別賞」を授与し、あわせて「歩行者保護エアバックの展開デモンストレーション」を実施。報道関係者53人、一般来場者約6,000人が来場し、結果発表後1週間において、延べ116回アセスメント結果発表会に関する報道がなされた。 <p>○本部・地方における広報活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車アセスメント等の認知度向上や社会的意義をより広く伝えるため、主管支所等における試験車両の展示等のアセスメント広報活動を効果的に実施するため、主管支所等の担当職員への研修を実施。 自動車アセスメントに関する講演を行い幅広い周知を行った。 平成29年2月7日 警察大学校(東京) 平成29年2月22日 徳島県自動車整備振興会指定協議会総会での特別講演(徳島県) 平成29年2月24日 2016年度第6回技術講習会(愛知県) アセスメント情報を全国の幅広く多くの方々に知ってもらうため、本部・主管・支所単位で試験車両の展示、チャイルドシートの取り付け体験等自動車アセスメントを中心とした広報活動をあらゆる機会を捉えて全国で90回実施。また、これ以上の自動車事故被害者を生み出さないため、絵画や写真等の交通事故被害者等の創作作品を展示し、自動車アセスメント事業がより安全な自動車の普及に取り組んでいることを紹介した。 <p>○以上の取り組みにより、ホームページのアクセス件数が前年度に引き続き40万回を大きく超える高い水準で推移。</p>	<p>く配布したほか、前年度から取り組みを開始した試験車両の展示による自動車アセスメント広報活動を引き続き実施しており、特に全国各地における試験車両展示等の広報活動については、前年度31回を大きく上回る90回もの開催により、これまで以上に幅広く周知活動を行った。この取組に連動して各方面からの要望が大幅に増えたことにより、パンフレット等の配布数が総数約180万部となり、広報活動の報道件数も大幅に増加したほか、ホームページのアクセス数も前年度を超え、150万件(全体の約52%)を超えとなり、高い水準で推移し、自動車アセスメント情報の提供がこれまで以上に飛躍的に向上しており、ユーザーに対する調査において利用度・満足度についても年度計画を十分に達成しているほか、計画を上回る取組・実績が見受けられるものと判断しA評定とするものである。</p> <p><課題と対応> 予防安全技術の一層の充実に向け、夜間の歩行者事故対策に係る調査研究に取り組むほか、機構が保有する医学的知見を有効活用するなどして専門家と連携したアセスメント事業の取組について検討を行う。</p>
<p>4. その他参考情報 特になし</p>					

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-7	自動車事故対策に関する広報活動		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第8号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標 （計画値）	基準値 （前中期目標期 間最終年度値等）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ホームページアクセス件数	—	217万件	221万件	212万件	234万件	299万件	288万件	予算額（千円）	—	—	—	—	—
								決算額（千円） ※注1～注3	3,951,017	3,850,671	3,829,537	3,926,764	4,004,049
								経常費用（千円） ※注1～注3	4,021,680	3,920,003	3,899,900	3,999,573	4,079,409
								経常利益（千円） ※注1～注3	△159	74	43	2,386	25,467
								行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
								従事人員数 ※注4	309	309	309	309	309

※注1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「その他の業務」の実績額（介護料支給業務のほか自動車アセスメント業務、事故対策周知業務を含む）を記載。
 ※注2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。
 ※注3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
 ※注4）従事人員数は、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数334人から計上可能な本部の間接部門専属人数25人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	<p>機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について効果的に広報活動を行う。</p>	<p>事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。</p> <p>交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施しつつ、当機構の認知度の向上にも努めます。</p>	<p>自動車損害賠償保障制度及び機構業務の認知度を向上させるための広報活動を、全国の支所を活用して各地で開催される交通安全関係イベント等で実施するほか、国・地方自治体・損害保険会社等の関係機関と連携することなどにより、一層効果的かつ効率的に実施します。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ホームページアクセス件数</p> <p><評価の視点> 国や関係機関と協力し、インターネット等を活用した効果的な広報活動を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) NASVA業務の認知度向上、自動車損害賠償保障制度に関する広報活動の一環として、引き続き、国土交通省陸運関係専門誌に対する機構業務紹介記事を掲載するとともに、「マツダスタジアム」において行われたプロ野球の試合開催時に、同球場内にナスバブースを開設し、チャイルドシートアセスメントの説明や事故防止等に係る各種展示を行うとともに、プロ野球公式戦においてNASVAのPRビデオを放映。</p> <p>2) 全国交通安全運動の一環として、各種イベントに参画し、被害者保護、事故防止対策及び自動車損害賠償保障制度等に関するPR活動を実施。</p> <p>3) NASVAギャラリーの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車事故被害者（交通遺児や重度の障害を負った方）が描いた絵や写真等の作品を展示する「NASVAギャラリー」の支所事務所への設置の増設に努めた。 支所外での展示を引き続き東京メトロ銀座線三越前駅構内にて行い、延べ約2万人に対して被害者支援の情報発信。 <p>4) NASVA概要（パンフレット）の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> NASVAの総合的なパンフレットを地方自治体、関係機関に広く頒布するとともに、各種イベント等において多数配布。また、各国のNCAPとの会合において、英語版パンフレット制作し有効活用をした。 <p>4) ホームページの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 検索キーワード等で検索しやすい文言を使用する等の工夫を行うなど、利用しやすく容易に閲覧できるよう改修を行った。結果、全体で288万件（前年度299万件）のアクセス件数を記録。 	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>引き続き交通安全フェア等の各種イベントの活用を始め、野球場や地下鉄駅構内における情報発信等、安全指導、被害者援護、自動車アセスメントと多様な業務を担うナスバならではの幅広い広報活動に取り組んでおり、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き効果的な広報活動を積極的に実施する。</p>

4. その他参考情報

特になし

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	組織運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の中で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じて、支所の合理化を図るものとする。</p>	<p>全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の中で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じた支所の人員配置、体制の見直しを含め検討し、平成25年度までに結論を得て、平成28年度までに合理化を図ります。</p>	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」(平成25年12月20日行政改革推進会議 独立行政法人改革等に関する分科会)等の趣旨を踏まえ、安全指導業務の民間移管、毎週木曜日と位置付け、原則として適性診断を実施しない日とするなどの合理化に伴い整備した体制により、被害者援護業務及び自動車アセスメント業務の充実を促進するとともに、引き続き平成25年度に結論が得られた組織合理化方策の内容に沿って、支所業務の集約化・効率化を図ります。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 支所業務の集約化・効率化にとどまらず、人員配置や体制の見直しを含めた合理化が図られているか。</p>	<p><主要な業務実績> NASVAの今後のあり方についての「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)及び本閣議決定に先立って示された与党の提言等の趣旨を総合的に勘案し、平成25年度に策定した組織合理化方策の内容に沿って、前年度に引き続き以下の取組を順次実施し、支所業務の集約化・効率化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人当たりの業務量が相対的に少ない小規模支所(函館、釧路、秋田、山形、鳥取、島根、山口、高知、長崎、沖縄において各1名減員)から機能強化が必要な主管支所(札幌、仙台、広島、高松、福岡において1～3名増員)への人員シフトを順次実施することとしており、平成28年度においては、4支所(山口、高知、長崎、沖縄)から3主管支所(広島+1、高松+1、福岡+2)へのシフトを実施。 	<p><評定と根拠> 評定：B 平成25年度に結論が得られた組織合理化方策の内容に沿った取組を計画通りに実施し、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)及び本閣議決定に先立って示された与党の提言等の趣旨を踏まえた体制強化及び組織合理化を図っており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応> 引き続き、平成25年12月24日閣議決定の方針に基づき、業務の集約化・効率化、人員配置、体制見直し等に向けて検討する。</p>

4. その他参考情報
特になし

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-2	人材の活用		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
職員の能力開発を促進し、組織の一層の活性化を図る。	産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに職員の資質の向上のため、事業環境に即した研修カリキュラムを随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。	① 安全指導業務、被害者援護業務等に必要な人材を育成するため、産業カウンセラー、介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)等の資格を取得させるとともに、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行い、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。 ② 安全指導業務、被害者援護業務等の質の向上を図るため、必要に応じて研修カリキュラムの見直しを行いながら、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。 ③ 「NASVA 人材育成方針」に基づき、次代のNASVA を担う人材育成	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 職員の資質向上や人材の有効活用のための取組が適切になされているか。	<主要な業務実績> ①人材育成、人材の有効活用等 ・新たに25人が産業カウンセラー資格を取得。当該資格取得職員を第一種カウンセラー資格要件研修終了後にカウンセラーとして指名し適性診断業務に配置するなど人材を有効に活用。 ・介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)に19人受講。被害者援護業務に配置するなど人材を有効に活用。 ・事業環境の変化に対応するため、引き続き、民間のISO業務に精通した人材を受け入れるとともに、国との人事交流を促進し、幅広い視野と経験を有する人材を育成。 ・引き続き、勤務評価を適正に運用し、評価結果を勤勉手当及び定期昇給の判定に反映。 ②研修の充実、職員の資質向上等 1) 業務別専門研修の実施 ア) 指導講習業務における講師の育成強化 ・運行管理者指導講習における講師の要件の一つである基礎講習を33人に対して実施 ・運行管理者指導講習における講師を育成するため、16人に対して第一種講師資格研修実施。 ・飲酒が体に及ぼす影響等の専門講師を育成するため、「ASK飲酒運転防止インストラクター養成講座」を36人が受講。 イ) 適性診断業務のカウンセリング技術の向上強化 ・第一種カウンセラー養成のため、24人に対して第一種カウンセラー資格要件研修を実施。 ・第一種カウンセラー及び第二種カウンセラー219人に対し、カウンセラー教育・訓練を実施。 ウ) 安全マネジメント業務の充実に向けた対応	<評定と根拠> 評定：B 各業務を高度な専門性をもって遂行させていくため、各種資格の取得支援やスキルアップのための研修の実施等、常に人材育成と職員の資質向上に取り組んでいるほか、人材育成の取組の方向性や研修体系及びキャリアパス等を明確化するためNASVA人材育成方針の周知を引き続き図る等、効果的・効率的な職員の資質向上・育成を図っており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。 <課題と対応> 引き続き、必要に応じた研修カリキュラムの見直し等を行いながら、職員の資質の向上及び育成を行う。

		<p>の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確にすることにより、職員のモチベーションを向上させるとともに、職員の意欲・能力を活かす人事管理や組織作りを推進します。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・安全マネジメント業務を新たに担当する職員43人に基礎知識の研修を実施。安全マネジメント関係講習会講師指名の職員12人に技能向上等を目的とした研修を実施。 ・コンサルティングを新たに担当する職員27人にアドバイザー資格習得の研修を実施。アドバイザー31人に、資質向上を図るためのスキルアップ研修を実施。 ・安全マネジメント評価業務を行う安全評価員の養成のため、安全評価員候補者として新たに31人が国土交通省主催の「運輸安全マネジメント評価〔初級〕研修」に参加。また、43人がNASVA主催の「運輸安全マネジメント評価本部研修」を受講。 ・安全評価員候補者31人に、インタビュー技法、評価報告書の作成等に係る力量の向上のため、評価実施時のOJTを実施。 <p>エ) 被害者援護業務の質的向上に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用職員研修で臨床心理士による講義と交通遺児保護者による講話を実施。 ・前年度に引き続き、事故対策事業推進員、非常勤職員に対する債権管理研修の実施。 ・各主管支所における被害者援護業務主担当以外の職員の被害者援護業務関係の勉強会の実施。 <p>オ) ISO コンサルタントの養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO コンサルタント育成のため、コンサルタント候補者8人に外部のISO9001 基礎研修及び品質審査研修を実施。本部でISO39001 解説研修を実施。これら外部研修と内部研修の受講を通じて、ISOの基本的な考え方及びISO審査実務の理解並びにISO39001 規格要求事項の詳細とコンサルティング業務の知識を習得。 <p>カ) 会計事務担当の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> 各主管支所等の経理事務に携わる職員27人に、会計事務及び財務・会計システム研修を実施。 <p>2) 階層別研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規採用職員研修、中堅職員（チーフ級、アシスタントマネージャー級）に対する階層別研修を実施。 <p>○人材育成の取組みの方向性、研修体系及びキャリアパス等を明確化したNASVA人材育成方針を研修等において職員に認識させることにより、モチベーションの向上を図った。</p>	
--	--	--	--	---	--

<p>4. その他参考情報 特になし</p>

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3-1	業務運営の効率化 安全指導業務		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
指導講習業務インターネット予約率 (計画値)	中期目標期間最終年度：60%以上	—	40%以上	45%以上	50%以上	80%以上	80%以上	—
指導講習業務インターネット予約率 (実績値) ※括弧内は利用者数	—	18.0% (24,711人)	52.5% (73,345人)	77.3% (103,964人)	84.5% (109,949人)	88.7% (113,398人)	91.1% (116,465人)	利用者数実績は前中期最終年度の4.7倍
達成度	—	—	131.3%	171.8%	169.0%	110.9%	113.9%	—
適性診断業務インターネット予約率 (計画値)	中期目標期間最終年度：60%以上	—	40%以上	45%以上	50%以上	55%以上	60%以上	—
適性診断業務インターネット予約率 (実績値) ※括弧内は利用者数	—	18.4% (57,978人)	32.1% (102,868人)	54.0% (168,975人)	67.2% (209,716人)	72.8% (232,305人)	76.5% (243,363人)	利用者数実績は前中期最終年度の4.2倍
達成度	—	—	80.3%	120.0%	134.4%	132.4%	127.5%	—
一般診断の支所外受診率 (計画値)	中期目標期間最終年度：50%以上	—	46%以上	47%以上	48%以上	49%以上	50%以上	—
一般診断の支所外受診率 (実績値) ※括弧内は支所外受診者数	—	42.5% (108,740人)	47.4% (124,904人)	49.9% (126,398人)	51.6% (131,320人)	50.9% (125,590人)	50.7% (125,838人)	支所外受診者数実績は前中期最終年度の1.2倍
達成度	—	—	103.0%	106.2%	107.5%	103.9%	101.4%	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	<p>安全指導業務におけるITの活用及び民間参入の状況等を踏まえ、業務運営の効率化を図る。</p>	<p>ITを活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を中期目標期間の最終年度までにそれぞれ60%以上とします。また、契約事業者（注1）及び貸出機器（注2）による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を、中期目標期間の最終年度までに50%以上とします。</p> <p>これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図ります。</p> <p>（注1）「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。</p> <p>（注2）「貸出機器」とは、貸出用のインターネット適性診断機器をいう。</p>	<p>① 安全指導業務 指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合について、予約受付開始日を早めるなど利便性の向上を図ることにより指導講習80%・適性診断60%以上とします。</p> <p>また、契約事業者（注1）等による一般診断の利用促進を図り、支所以外での受診者の割合を50%以上とします。</p> <p>民間参入の状況等を踏まえつつ、上記取組を通じて受付業務等の省力化による支所内業務の効率化を図ります。</p> <p>（注1）「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導講習・適性診断業務インターネット予約率 ・一般診断の支所外受診率 <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> インターネット予約率及び支所外受診率が着実に向上しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) インターネット予約の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導講習のインターネット予約率80%以上達成のため、引き続き、指導講習会開催時にインターネット予約の方法や利便性について説明。 ・また、適性診断の同予約率60%以上達成に向けては、診断受診者に同様に説明。 ・「インターネット予約利用者は、予約受付開始を1ヶ月以上早くできる」などインセンティブを強調。 ・指導講習・適性診断の電話予約受付の際にインターネット予約の利便性について説明。実際の操作を交えた予約方法の説明を行うとともに、適性診断を利用される事業者には、インターネット予約に必要なID/パスワードをお知らせするなどの対応。 ・以上により、インターネット予約率は指導講習で91.1%、適性診断で76.5%。 <p>2) 支所以外での一般診断受診の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支所外一般診断受診者の割合50%以上達成のため、引き続き、契約事業者等による一般診断の利用促進を図った。 ・契約事業者に対して、自社において24時間いつでも適性診断が受診できること、過去の適性診断の受診状況についての情報を提供し、繰返し受診が事故防止により効果的であること等、ナスバネットの利用によるメリット等を説明。 ・さらに、ナスバネットを導入しやすくなるよう、パソコン市場において最も流通しているWindows10OSに対応するためナスバネットアプリケーションソフトを改良し、平成27年度に実施した改良と相まって、新規契約事業者（前年度比127者増）を獲得。 ・以上により、支所外一般診断の受診者の割合は50.7%。 	<p><評定と根拠> 評定：B インターネット予約率及び一般診断の支所外受診率ともに目標値を上回った。特に指導講習の予約率については、中期計画の目標値60%を上回る80%と高い数値を敢えて設定したところであるが、結果的にこれを上回る実績を達成しており、これにより一層の効率化が図られ、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応> 引き続き、インターネットを活用した予約・診断のメリットを運送事業者等に周知し、利用率の向上を促進させ、一層の効率化を図る。</p>

4. その他参考情報
特になし

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3-2	業務運営の効率化 療護施設		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
外部検査受入件数	年間 10,000 件程度	10,331 件	11,385 件	11,335 件	11,898 件	11,339 件	11,085 件	—
達成度	—	—	113.9%	113.4%	119.0%	113.4%	110.9%	—
外部検査収入	—	186 百万円	195 百万円	196 百万円	192 百万円	168 百万円	157 百万円	5 年累計額 908 百万円

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>ア. 療護センターについて、質の高い治療・看護を適正なコストで実施するため、医療に対する外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>イ. 療護施設の運営委託費のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減を図る。</p> <p>ウ. 療護センターが保有する高度先進医療機器については、保有資産の有効活用を図る観点から、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、自己収入の確保を図る。</p>	<p>ア. 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、タスクフォース(注3)による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。</p> <p>(注3) 外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関</p> <p>イ. 療護施設の運営委託費のコスト要因を毎年度分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減に努めます。</p> <p>ウ. 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の</p>	<p>② 療護施設</p> <p>ア 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、引き続きタスクフォース(注2)による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。</p> <p>(注2) 外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関</p> <p>イ 療護施設の運営委託費について、平成24年度の調査結果を踏まえ、平成27年度のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、コスト削減に努めます。</p> <p>ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と情報を共有するなど、協力を図りながら、年間10,000件程度の外部検査</p>	<p><主な定量的指標> 外部検査受入件数</p> <p><その他の指標> 外部検査収入</p> <p><評価の視点> 必要な医療水準を維持しながら、コスト削減や地域医療貢献、自己収入の確保といった取組が着実になされているか。</p>	<p><主要な業務実績> 平成28年度の療護センターの医療水準及びコスト水準等の実績について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページで公表。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営委託費のコスト要因について、各療護センターの財務状況、経営効率等を把握するとともに、財務分析、入院収益及び診療行為に関する分析等を実施。 また、引き続きセンター長等会議においては、必要な医療水準を維持しつつ、収入の確保及び経費の縮減に取り組むよう要請。 <p>外部検査の受託について、MRI、PET等の高度先進医療機器を活用した外部検査の受入に努め、11,085件の外部検査を受託し、地域医療への貢献を果たすとともに、157百万円の収入を確保。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 運営委託費のコスト削減に努めるとともに、外部検査の受入等着実に実施しており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応> 入院患者の減少等が収入の減少につながるため、様々な機会を捉えた療護センターの効果的な周知について引き続き検討。</p>

		確保を図ります。	査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図ります。			
--	--	----------	--	--	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3-4	業務運営の効率化 交通遺児等への生活資金の貸付		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）28-⑯ 行政事業レビューシート事業番号190

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
債権回収率	中期目標期間の年度毎に回収率90%以上	91%	91%	90%	90%	92%	92%	
達成度	—	—	100.6%	100.4%	100.3%	102.6%	102.6%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>ア. 適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率90%以上を確保する。</p> <p>イ. 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示について、適切に実施する。</p> <p>ウ. このほか、生活資金貸付業務の適正な運営を確保する観点から、以下の取組を行う。</p> <p>(i) 貸付の減少要因の分析及び貸付需要の把握</p> <p>(ii) 貸付を必要とする者への制度の周知徹底</p> <p>(iii) 貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化</p> <p>(iv) 債権管理・回収コスト要因の分析及びコスト削減</p>	<p>ア. 債権管理規程等を必要に応じて見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します。</p> <p>イ. 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。</p> <p>ウ. 貸付の減少要因の分析や貸付需要の把握を行うとともに、貸付制度の周知を徹底します。また、貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化を行います。さらに、債権管理・回収コスト要因を</p>	<p>ア. 債権管理規程等を必要に応じて見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、回収率90%以上を確保します。</p> <p>イ. 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。</p> <p>ウ. 関係機関・団体等との連携の強化、情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）の活用による周知、各種イベントを通じた広報の推進、訪問支援・交流会の機会を活用した介護料受給家庭への案内等により、貸付制度</p>	<p><主な定量的指標> 債権回収率</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 貸付債権の適性管理や貸付制度の周知徹底のための取組が着実になされているか。また、利用者のニーズを踏まえた制度になっているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 債権回収率：92%</p> <ul style="list-style-type: none"> 債権管理規程に基づき、債権を分類して早期に折衝を行った。 精神的支援として推進している「友の会」活動によって、会員とN A S V Aとの結びつきが深まり、債権の適正な管理の面で効果を発揮している。 <p>2) 貸付債権の適切な評価及び公表</p> <p>債権管理委員会において、貸付債権の評価及び適正な引当金の計上について審議し、その結果についてホームページで公表。</p> <p>3) 貸付制度の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来からの損害保険会社、社会保険協議会等へのリーフレットの配布、市町村への広報誌掲載の働きかけのほか、各都道府県警察本部及び全国被害者支援ネットワーク加盟団体へ広報・周知依頼を実施。 新たに市町村に設置された「生活困窮者自立支援制度」を担当する相談窓口への貸付制度の広報・周知依頼を実施。 警察庁主催の交通遺児等支援担当者（学識経験者、各県警察、自治体、被害者支援団体等）による意見交換会において、貸付制度等の周知をした他、以下の取組を実施。 (警察庁主催) ：「自助グループ運営・連絡会議」（平成28年11月30日：東京都）に参加し、貸付制度等について周知を行った。 	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>貸付制度の周知徹底、適正な返還の促進に向けた制度改正を行うなど、回収強化に取り組んでおり、年度計画の目的は十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>適切な債権管理や回収率の維持・向上について、引き続き、効果的・効率的な取組を検討。</p>

<p>エ. あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。</p>	<p>他の制度と比較するなどして分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、コスト削減を図ります。</p> <p>エ. あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとします。</p>	<p>及び友の会活動の周知を徹底します。</p> <p>また、平成26年度に導入したコンビニエンスストアを活用した返還について引き続き周知を図るとともに、平成27年度の回収実績等を踏まえた債権管理目標(債務者折衝率)を設定し、早期の折衝や返還義務の周知徹底などにより、債権管理・回収の一層の強化を行います。</p> <p>さらに、コストの相当部分を占める嘱託費を削減するため、事故対策事業推進員の更なる適正配置を計画的に進めます。</p> <p>エ 利用者ニーズに即した柔軟な制度運営を図るとともに、必要に応じて規程等を見直します。</p>		<p>：「交通事故で家族を亡くした子どもの支援に関するシンポジウム」(平成28年11月19日：名古屋)に参加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般向け周知活動としては、『ナスバギャラリーIN東京』を平成28年9月5日から9月11日まで東京メトロ銀座線三越前駅(東京都中央区日本橋)構内において開催し、交通遺児等による絵画コンテスト優秀作品及び重度後遺障害者の創作作品を展示した。期間中、約1万9千5百人の方にご覧いただき、交通遺児等(保護者が自動車事故により死亡又は重度後遺障害を負った児童)、介護料受給者(自動車事故により重度後遺障害を負った方)の現状やその支援について情報発信を行った。 <p>4) 債権管理・回収の強化、コストの削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度改正した業務実施規程に基づき、貸付利用者が20歳に達したときに、貸付金に係る返還総額等を通知するとともに、延滞金減免制度を活用し返還を促した。 ・長期滞納者に対する支払督促の送付等、積極的な回収に向けた措置を強化。 	
--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3-5	業務運営の効率化 業務全般（経費削減、契約適正化）		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費削減割合(計画値)	中期目標期間最終年度に平成23年度比15%以上削減	—	前年度予算の3%削減	前年度予算の3%削減	前年度予算の3%削減	前年度予算の3%削減	前年度予算の3%削減	
一般管理費削減割合(実績値)	—	—	平成23年度予算の8.8%削減 (▲29百万円)	平成24年度予算の8.4%削減 (▲40百万円)	平成25年度予算の8.1%削減 (▲36百万円)	平成26年度予算の7.9%削減 (▲34百万円)	平成27年度予算の4.1%削減 (▲17百万円)	
達成度	—	—	293.3%	280.0%	270.0%	263.3%	136.6%	
業務経費削減割合(計画値)	中期目標期間最終年度に平成23年度比10%以上削減	—	前年度予算の2%削減	前年度予算の2%削減	前年度予算の2%削減	前年度予算の2%削減	前年度予算の2%削減	
業務経費削減割合(実績値)	—	—	平成23年度予算の2.4%削減 (▲101百万円)	平成24年度予算の2.2%削減 (▲69百万円)	平成25年度予算の2.2%削減 (▲74百万円)	平成26年度予算の2.6%削減 (▲95百万円)	平成27年度予算の3.6%削減 (▲134百万円)	
達成度	—	—	120.0%	110.0%	110.0%	130.0%	180.0%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
ア. 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で15%以上削減するとともに、業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び	ア. 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で15%以上削減します。 イ. 業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び	ア. 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、業務運営の効率化を推進し、平成27年度予算の3%に相当する額を削減することにより、平成28年度末までに、平成23年度比で15%以上削減します。 イ. 業務経費(人件費、公	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費削減割合 業務経費削減割合 <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>一般管理費及び業務経費が着実に削減されているか。契約の競争性及び透明性が確保されているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策に基づき経費削減に積極的に取り組み、計画(平成27年度予算に対し▲3%削減)を上回る経費削減(▲4.1%)を達成。</p> <p>業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策に基づき経費削減に積極的に取り組み、計画(平成27年度予算に対し▲2%削減)を上回る経費削減(▲3.6%)を達成。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化を図るため、平成28年度調達等合理化計画を策定。 同計画に則り、企画競争による場合の事前検証の徹底、一者応札の見直し、調達グループを超えた一括調達、障害者就労施設等からの調達に重点的に取り組んだほか、調達に関するガバナンスの徹底を 	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>平成27年度予算に対し、一般管理費3%以上、業務経費2%以上の削減を図っているほか、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、「平成28年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、自立したかつ継続的な調達等の合理化に向けた取組を着実に実施しており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするもの</p>	

<p>費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で10%以上削減する。</p> <p>イ. 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。</p>	<p>特殊要因により増減する経費を除く。)について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で10%以上削減します。</p> <p>ウ. 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施し、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。</p>	<p>租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、業務運営の効率化を推進し、平成27年度予算の2%に相当する額を削減することにより、平成28年度末までに、平成23年度比で10%以上削減します。</p> <p>ウ. 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、「平成28年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組めます。</p>		<p>実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> さらに、計画策定、実施、自己評価及び次計画への反映というPDCAサイクルによる推進を図るため、「平成28年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」に基づく取組状況について、別紙のとおり自己評価を行い、外部有識者からなる契約監視委員会の点検を実施。 	<p>である。</p> <p><課題と対応> 更なる調達の合理化に向けて取り組む。</p>
--	---	--	--	---	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3-6	業務運営の効率化 業務全般（内部統制、情報セキュリティ）		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>ウ. 総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知した事項を参考にしつつ、内部統制については、更に充実・強化を図る。</p> <p>また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p>エ. 内部統制については、業務運営方針の明確化・役員による共有を図るとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行います。また、内部監査の強化による業務の改善及び機構内コミュニケーションの活性化等を図ります。</p> <p>また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進します。</p>	<p>エ 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び業務方法書の規定を踏まえ整備した内部統制の推進、リスク管理、情報システムの整備、情報セキュリティの確保・個人情報保護、監事監査及び内部通報等に関する諸規程に基づき、内部統制の一層の充実・強化を図ります。</p> <p>オ 「国民を守る情報セキュリティ戦略」及び「サイバーセキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、情報セキュ</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 内部統制の整備が計画に沿って進められたか。適切な情報セキュリティ対策がなされたか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 引き続き、業務運営方針（NASV A W A Y 2 0 1 3）の共有化を図るべく、全国支所長会議及び主管支所総務担当マネージャー会議等を通じて更なる周知徹底を実施。</p> <p>2) 引き続き、業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を図るため、理事会において毎月業務実績を報告させ、中期計画・年度計画の進捗状況を把握。また、理事会議事概要を理事会資料とともに全職員に情報提供し共有化。</p> <p>3) 会計内部監査（23箇所）、個人情報の保護等重要業務リスクの顕在化を防止するためのリスクアプローチ型業務内部監査（11箇所）を実施するとともに、監事監査（19箇所）を通じて、業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制状況のモニタリングを実施。</p> <p>4) 内部統制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス委員会を開催し、「コンプライアンス実践・推進状況チェック」結果を報告するとともに、遵守できていない事項は各所属長を通じて注意喚起を実施。また、実践マニュアルを環境の変化に伴う改正等所要の見直しを実施。 リスク管理委員会を開催し、業務上のリスクに対する分析・評価を行った上で対応策を決定。特に重要なリスクを選定し、的的自己点検とともに、改善に向けたモニタリングを実施。 <p>5) 業務運営上必要な情報を、引き続き、組織内イントラネットや電子メールを活用し本部から全職員に伝達。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>業務運営方針（NASV A W A Y 2 0 1 3）の共有化の徹底、理事会の場を活用した中期計画・年度計画の進捗管理、会計内部監査及び監事監査を通じた業務運営状況や内部統制状況のモニタリングの実施のほか、組織内イントラネットや電子メールの活用による組織内の情報共有の推進等を引き続き図っている。さらに、改正通則法の施行に伴い、業務方法書を始めとする内部統制の関係諸規程の制定・改正を実施し、内部統制委員会を始めとする各委員会の開催、内部監査室の新設等、内部統制の一層の充実・強化を図るとともに、基幹ネットワークの情報セキュリティ対策やホームページへの不正アクセス等に対する遮断システムの導入等、政府方針を踏まえたセキュリティ対策の推進に取り組んでおり、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p>

			<p>リティの確保に関する規程に基づき、保有個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進します。</p>		<p>6) 日本年金機構の個人情報流失事件及び政府からの注意喚起指示を踏まえ、基幹ネットワークの情報セキュリティ対策として、機構ホームページのセキュリティ対策の強化、不正アクセス・不正侵入・通信遮断システムのアップグレードなどのシステム改修を実施。</p> <p>また、「サイバー攻撃対策の遵守6則（標的型メール対策）」及び「個人情報保護のための全職員が守るべきポイント10則」を全役職員に周知徹底を図るとともに、情報セキュリティインシデントが発生した場合に被害の最小化及び迅速な復旧支援等を行うための会議等を開催。</p> <p>7) 地震災害にかかる対応について、全役職員の安否確認及び支所建物の被害状況等の把握を迅速に行うため、引き続き警備会社が提供する安否確認サービスを利用して防災対策を実施するとともに、防災週間（9月）において、万一の地震災害の発生に対処するため、全役職員参加の安否確認訓練及び支所施設等被害状況の報告訓練を実施。</p>	<p><課題と対応></p> <p>平成27年度からの改正独立行政法人通則法の施行に伴い、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に係る諸規程の整備検討を進め、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p>
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報					
特になし					

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
3-1	予算、収支計画及び資金計画	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	<p>中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。</p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</p>	<p>本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を以下のとおり策定します。</p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</p>	<p>別紙2のとおり</p> <p>なお、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 中期計画に基づいた年度計画予算、収支計画及び資金計画の策定、計画に沿った適正な予算執行等がなされているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 年度計画に基づき年度計画予算、収支計画及び資金計画を策定し、計画に沿って、サービスその他業務の質の向上を図り適正に予算執行した。 運営費交付金額の算定について、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に実施した。 	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>中期計画に基づいた年度計画予算、収支計画及び資金計画を策定し、計画に沿って、サービスその他業務の質の向上を図りつつ、適正な予算執行を行っており、着実な実施状況にあると認められ、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行ったところであり、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、健全な財務体質の維持を図る。</p>

4. その他参考情報
特になし

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。	千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行います。	千葉療護センター 陽電子放出断層撮影装置更新 超音波診断装置更新 東北療護センター 低温プラズマ滅菌装置更新 岡山療護センター 免疫発光測定装置更新 中部療護センター FDG合成装置更新	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 中期計画及び年度計画に沿って適正に整備されているか。</p>	<p><主要な業務実績> 計画に基づき、設備の整備を順次行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉療護センター 陽電子放出断層撮影装置（PET-CT）更新、超音波診断装置更新 東北療護センター 低温プラズマ滅菌装置更新 岡山療護センター 免疫発光測定装置更新 中部療護センター FDG合成装置更新 	<p><評定と根拠> 評定：B 中期計画に基づく設備等について、年度計画に沿って整備し、適切に執行しており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応> 引き続き、設備等の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。</p>

4. その他参考情報
特になし

年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-2	人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報	
給与水準の対国家公務員指数（ラスパイレス指数）（計画値）	平成28年度までに100.0以下に引き下げ	—	—	—	—	—	100.0以下	—	
給与水準の対国家公務員指数（ラスパイレス指数）（実績値）	—	105.1	104.5	104.9	103.8	103.2	102.9	—	
達成度	—	—	—	—	—	—	97.2%	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。</p> <p>また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。</p>	<p>給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。</p> <p>特に事務・技術職員の給与水準については、平成22年度の対国家公務員指数が年齢勘案で104.7となっていることを踏まえ、平成28年度までにその指数を100.0以下に引き下げよう、給与水準を厳しく見直します。</p> <p>また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行います。</p>	<p>給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。</p> <p>引き続き、新規職員の積極的な採用による新陳代謝の効果により、さらなる給与水準の引き下げが図られるよう取り組みます。</p> <p>また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行います。</p>	<p><主な定量的指標> 給与水準の対国家公務員指数（ラスパイレス指数）</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 給与水準や総人件費の見直しが着実に進んでいるか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1) 給与水準の適正化に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家公務員給与法の一部改正に準拠して、平成28年4月から職員の俸給表平均0.2%引上げ、平成28年12月支給の役職員の給与0.1月分引上げを実施。 国家公務員の給与制度の総合的見直しを踏まえ、国家公務員に準拠して、平成28年4月から本部業務調整手当の引上げ等の給与制度の総合的見直しを実施。 新規職員を16名採用し、職員の新陳代謝を図った。 <p>2) 平成28年度の給与水準（ラスパイレス指数）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図った結果として102.9となった。（前年度103.2） 	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>国家公務員の給与改定等に準拠した給与水準の適正化等により、ラスパイレス指数の低減が確実に図られ、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行うとともに、新規職員採用による職員の新陳代謝効果による給与水準の適正化を図る。</p>

4. その他参考情報	
特になし	